

藤沢市地域子どもの家の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第1回審査選定委員会 令和7年7月17日

ア 藤沢市青少年施設次期指定管理者の選定方法及び候補者等について

イ 藤沢市青少年施設指定管理者募集要項（案）及び管理運営の基準（案）について

ウ 指定管理者審査方法について

エ 指定管理者審査選定スケジュールについて

(2) 第2回審査選定委員会 令和7年9月9日（書面開催）

募集要項及び管理運営の基準の記載内容の変更について

(3) 申請書の收受 令和7年9月19日

(4) 第3回審査選定委員会 令和7年10月9日

ア 指定管理者の選定について

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

イ 審査・採点

(4) 選定結果

申請書類及びプレゼンテーションによる審査・採点を実施した結果、事業計画や収支計画などについて170点満点中125.67点の評価を得たので、審査選定委員会は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の最適な候補者として選定した。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

ア 指定管理者制度への基本理解

イ 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

ア 団体の適性

イ 法令順守の取組

ウ 財務面の健全性・安定性

エ 管理運営実績

(3) 施設の効用の発揮

ア 施設利用の促進

イ サービスの向上

ウ 平等な利用の確保

エ 利用者意見等の把握

オ 施設・設備の維持管理

(4) 危機管理体制

ア 防犯・防災対策

イ 緊急時の対応

(5) 人員体制・経費

ア 人員体制

イ 収支予算書

ウ 効率的な運営

(6) 市の施策への理解

ア 情報の管理体制

イ S D G s の理解

ウ その他市の施策の理解

(7) 特記項目

ア 地域との協働・連携

イ 青少年団体との協働・連携

ウ 青少年育成事業推進

(8) 提案内容

ア 管理運営の基準との適合性

イ 特色ある提案

ウ 提案の実現性

3 事業計画書

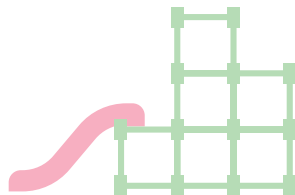
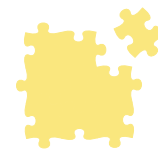
別添のとおり

以 上



藤沢市地域子どもの家

〔 指定管理事業計画書 〕



公益財団法人
藤沢市みらい創造財団



目次

I	団体の基本的要件	・・・	1
	1 指定管理者であるための基本的理解	・・・	1
	(1) 指定管理者制度への基本理解	・・・	2
	(2) 管理運営の基本方針	・・・	3
	2 管理運営能力	・・・	5
	(1) 団体の適性	・・・	5
	(2) 法令遵守の取組	・・・	8
	(3) 財務面の健全性・安定性	・・・	11
	(4) 管理運営実績	・・・	13
II	事業計画書	・・・	14
	1 施設の効用の発揮	・・・	14
	(1) 施設利用の促進	・・・	14
	(2) サービスの向上	・・・	18
	(3) 平等な利用の確保	・・・	21
	(4) 利用者意見等の把握	・・・	23
	(5) 施設・設備の維持管理	・・・	25
	2 危機管理体制	・・・	27
	(1) 防犯・防災対策	・・・	27
	(2) 緊急時の対応	・・・	29



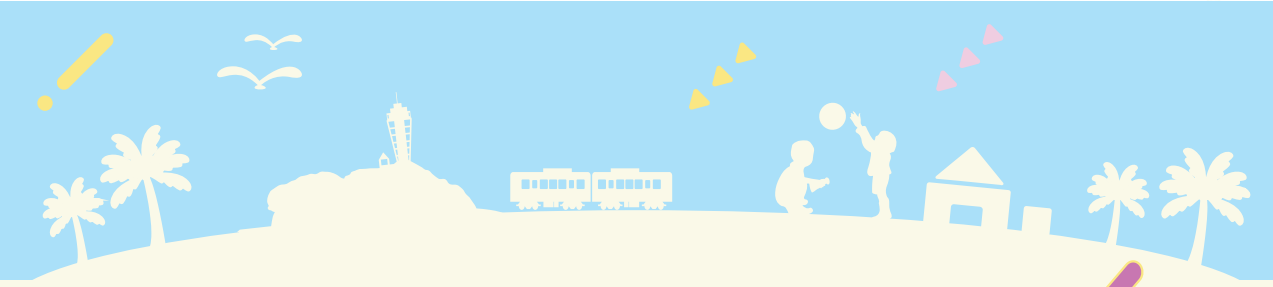
目次

3 人員体制・経費	・・・	32
(1) 人員体制	・・・	32
(2) 収支予算書	・・・	33
(3) 効率的な運営	・・・	40
4 市の施策への理解	・・・	42
(1) 情報の管理体制	・・・	42
(2) SDG s の理解	・・・	43
(3) その他の市の施策の理解	・・・	46
5 特記項目	・・・	48
(1) 地域との協働・連携	・・・	48
(2) 青少年団体との協働・連携	・・・	50
(3) 青少年育成事業の推進	・・・	51

Ⅲ その他 ・・・ 55

1 提案内容	・・・	55
(1) 管理運営の基準との適合性	・・・	55
(2) 特色ある提案	・・・	55
(3) 提案の実現性	・・・	56





夢、希望、感動に溢れる 明るい未来をみんなで創る

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き活きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

青少年事業においては、「こどもまんなか社会」の理念及び「藤沢市子ども・若者共育計画」、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、こども一人ひとりの特性に応じた支援を通じて、主体性や創造性を育むことを重視しています。安心して過ごせる「居場所」を地域に創出し、関係団体やボランティアとの連携を強化しながら、すべてのこどもにとって夢と希望をもって歩める地域社会の実現に取り組んでいます。

一方で、現代の青少年を取り巻く環境は、不登校、ひきこもり、ネット依存、いじめなど、深刻で多様な課題が複雑に絡み合っています。家庭や地域との関係性が希薄になり、自己肯定感の低下や将来への不安を抱えるこどもも少なくありません。加えて、発達障がいや多文化的背景をもつこどもたちへの支援もますます重要性を増しています。こうした状況の中で、次世代を担う青少年の健やかな育成は、すべての市民の願いであり、行政・地域・関係機関が一体となって取り組む必要があります。

本財団は、前身である藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市内の青少年施設を拠点に、健全育成事業を展開してきました。個別の活動を超えて、それらを継続的かつ有機的に連携させ、地域社会全体に広げていく中で、多くの青少年が成長し、やがては青少年育成ボランティアとして地域に貢献するという好循環を生み出しています。

また、施設の管理運営にとどまらず、行政・地域・青少年団体・青少年育成団体との橋渡し役（パイプ役）として機能し、青少年を取り巻く社会的環境の改善にも寄与してまいりました。今後もこの経験と信頼、そして広がりあるネットワークを生かし、地域に根差した事業のさらなる充実を図ってまいります。

そして、本財団は「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ～こども・若者一人ひとりの可能性を育み、誰一人取り残さない、あたたかい地域共生社会～」の実現に向け、引き続き力を尽くしてまいります。



(1)指定管理者制度への基本理解

藤沢市が策定した「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、公の施設の管理において、民間事業等の有するノウハウを活用することにより、**市民サービスの質の向上などを図ること**、そして、この制度が公の施設の設置目的を**より効果的に達成するための制度であることを十分に理解し**、藤沢市青少年施設の指定管理者として、これまでの経験と実績を生かし、適正な管理運営を行います。

また、本財団が掲げる「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」の4つの基本方針からなる財団運営方針に沿って策定した中期経営計画に取り組み、公共サービスの一翼を担う法人として「市民サービスの質の向上」、「管理経費の縮減」の役割を果たします。

基本方針

人材育成

利用者ニーズを的確に捉え、満足度の高いサービスを提供できる職員の人材育成

財務運営

安定的、継続的な運営に向けた財務基盤の確立

事業運営

多様化する市民ニーズに対して意見や要望の把握・反映に努める事業運営

組織運営

企業倫理に基づき行動・実践し、生きがいをもって働くことができる組織づくり



(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市青少年施設の管理運営基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の指定管理者として、「藤沢市子ども・若者共育計画」の柱である「多様な体験活動の推進」「非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組」「子ども・若者の居場所の充実」「子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実」を十分に理解し、それに基づいた事業展開と施設の管理運営を行います。併せて、「子ども・若者の意見表明・意見反映」及び「地域全体で支える基盤づくり」といった基本目標の実現にも取り組みます。

これらの取組については、本財団はこれまで30年以上にわたる青少年施設の管理運営で培ったノウハウや地域とのつながりを最大限に活用します。また、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長など、専門分野の方々と構成された本財団青少年事業部の専門委員会「青少年育成委員会」の指導、助言を受けながら、“こどもまんなか”の理念に基づいて運営を行います。

本財団は「すべてのこどもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現」を基本方針に掲げ、すべての青少年施設の運営に取り組んでまいります。

すべてのこどもが夢や希望を持ち、未来を思い描ける社会の実現

1. 豊かな体験機会の提供を通じて、こどもの未来の選択肢を広げる

すべてのこどもが家庭の経済的状況に左右されることなく、多様な体験や人との出会いを通じて、将来に希望を持てるよう支援します。季節行事や自然体験など、豊かなプログラムを展開し、学びと成長の機会を広げます。

2. すべてのこどもが安心して過ごせる“イイ場所”の創出

学校や家庭とは異なる「第三の居場所」として、自由で安全、そして楽しく過ごせる空間づくりを行います。こどもの自主性を尊重し、信頼できる大人の見守りと適切な“仕掛け”を通して、こどもが自ら遊び・考え・関わる力を育みます。

3. こどもの声に耳を傾け、施設運営に反映する

日常的な関わりを通じてこどもの声を丁寧にすくい上げ、事業運営や環境整備に反映します。一方的なサービス提供ではなく、こどもたちとともに創る参加型の運営を重視し、主体的な参画意識を育みます。フィードバックも丁寧に行い、双方向の信頼関係を築きます。

4. 「気になるこども」への丁寧なアプローチ

「気になるこども」の存在に気づき、個々の背景や気持ちに寄り添った支援が届くよう、スタッフやボランティアが日々の関わりを大切にします。ちょっとした声かけや共に過ごす時間を通して、こどもの自己肯定感や安心感が育まれるよう、細やかな支援を心がけます。

5. 地域と連携し、共にこどもを育む

地域の団体、学校、行政等と連携し、こどもにとって最も身近な生活環境である地域の中で育ちを支えます。施設は地域のハブとして、こども・若者・保護者・地域住民をつなぐ共育の場をめざします。



②公の施設管理者として

本財団は、指定管理者として藤沢青少年会館などの青少年施設、4指定管理（26施設）の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等についても管理運営を行っています。長年にわたり公の施設の管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、今後も利用者が安心して快適に利用できるよう配慮します。

とくに、以下の10項目を主な心構えとして掲げ、職員一同、実行します。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 各施設の「指定管理者管理運営の基準」に従い、施設の管理運営を行うとともに藤沢市と密接な連携を図り、藤沢市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、市民が安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「藤沢市子ども・若者共育計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」並びに「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう配慮した施設運営を行います。
- 8 処分権限を有する指定管理者であることを十分に認識し、実施機関として、「個人情報の保護に関する法律」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令などを遵守し、施設運営を行います。
- 10 公の施設の適正な管理運営において、SDGs（持続可能な開発目標）のもと「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。



経験豊富な指定管理者として、最適で安定感のある施設管理を実現します。

- 公益財団法人の高い信頼性に基づき、青少年施設の適正な管理運営体制を整えています。
- コンプライアンス規程と行動指針を定め、相談窓口と委員会の組織体制を整備しています。
- 利用者の安全管理と職員が心身ともに健やかに安全に働ける職場環境づくりに努めています。

(1) 団体の適性

① 法人の概要

2025年 9月 1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団		
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所分庁舎2階	電話番号 FAX	0466-21-7861 0466-50-8263 (事務局総務課)
代表者	理事長 宮治 正志		
沿革	1995年(平成7年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会が設立(財団法人藤沢市みらい創造財団の前身) 2000年(平成12年) 12月 1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立 2010年(平成22年) 4月 1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始 2012年(平成24年) 4月 1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更		
事業内容	■公益目的事業 (1) 青少年の健全な育成を目的とする事業 (2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業 (3) 芸術文化の振興を目的とする事業 ■収益事業等 (1) 収益事業 物品販売事業及び駐車場管理運営業務 (2) その他事業 藤沢市からの受託事業など		
理事会 評議員会	■理事会構成 理事長 1人 副理事長 2人 専務理事 1人 常務理事 1人 理事 16人 監事 2人 ■評議員会構成 評議員 17人	【理事・評議員選出団体】 - 藤沢市青少年育成協議会 - 藤沢市子ども連絡協議会 - 藤沢市ボーイスカウト連絡会 - 藤沢市青少年指導員協議会 - 地域子どもの家運営委員長会議 - 藤沢SL少年団 - 児童クラブ運営委員長会議 - 藤沢地区保護司会 - 学識経験者 - 藤沢商工会議所 - 東京地方税理士会藤沢支部 - 藤沢市会計課 - 藤沢市立小学校長会 - 藤沢市立中学校長会 - 藤沢市体育協会 - 藤沢市スポーツ推進委員協議会 - 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 - 藤沢市スポーツ少年団本部 - 藤沢市レクリエーション協会 - 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 - 公益社団法人藤沢市医師会 - 藤沢市合唱連盟 - 藤沢市民交響楽団 - 藤沢市文化団体連合会 - 藤沢エフエム放送株式会社 - 藤沢市生涯学習部 - 藤沢市子ども青少年部	

※青字は「市内青少年関係団体」



②法人の種別

神奈川県知事から公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからは公益財団法人としての役割を果たし、効率的かつ効果的な事業運営と利用者サービスの質のさらなる向上に努めます。

③基本理念

未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き活きとした健康な生活を形成するため「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④経営方針

本財団が掲げる4つの基本方針「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」に関する基本的な考え方を運営方針に定め、本財団の「経営計画2028」に基づき、市民により一層信頼され、親しまれる「未来創造財団」をめざします。そして、将来に向けて持続的な運営をめざすとともに、今後も、専門性と多様性をもって多様化する市民ニーズに的確に対応した安全で質の高い市民サービスの提供に取り組めます。

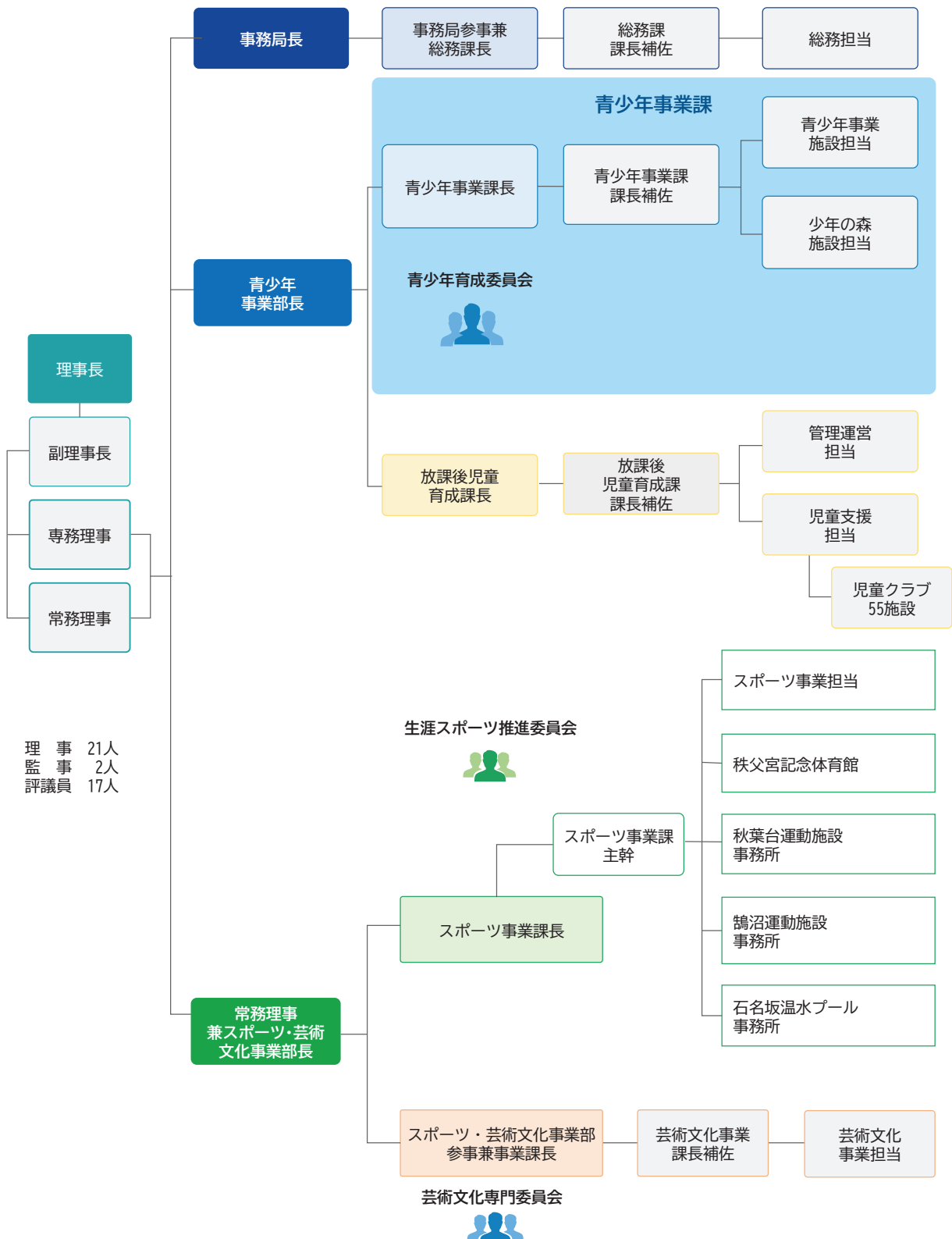
⑤青少年事業の運営方針

こども家庭庁の施策の進展を注視しながら藤沢市の施策と連動し、地域におけるこども・子育て支援の充実に向け、本財団が管理運営する青少年施設において、同じ時間を共有する仲間との交流とともに世代を超えた多様な人的な交流が営める身近な地域の居場所として、さらにはこどもたちの「社会性」「協調性」「自己肯定感」を育む場としての役割を最大限に果たしていきます。

こうした取組には、地域の方々や青少年団体、民間団体やボランティアとの連携・協力により地域が持つ力を生かしていくことが重要であることから、地域人材の活用方法の検討や新たな地域人材の発掘も同時に進めながら、体験事業等を通して多様な他者と協働することでこどもたちの能力形成の機会を提供し、こどもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援していきます。

公益財団法人として専門的な知識を有する方々で構成する理事会及び評議員会を定期的に開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業部門に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を設置し、事業運営の方向性や課題などについて協議・検討し、事業の円滑な推進を図っています。

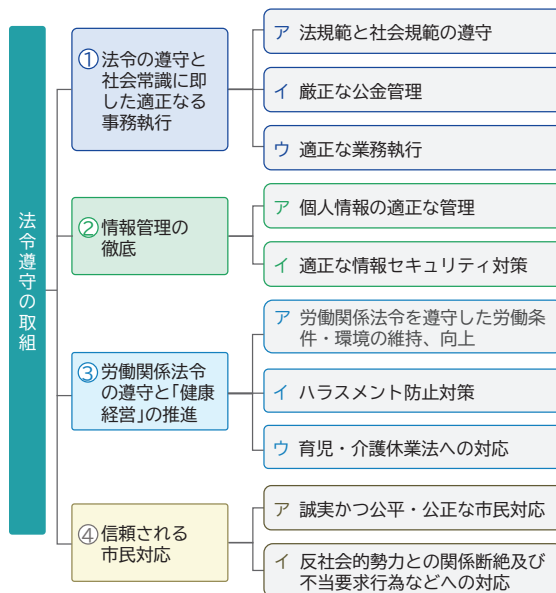
2025年 9月 1日現在



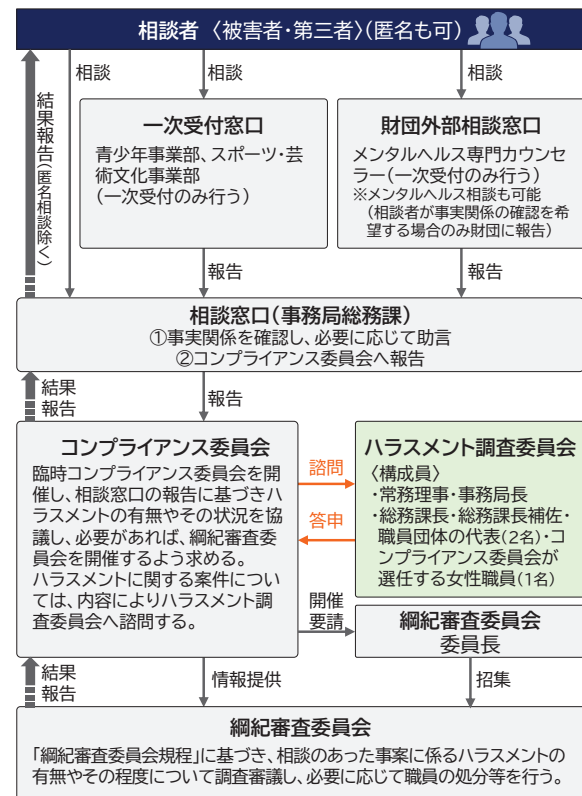


(2)法令遵守の取組

法令や社会的規範、企業倫理などを遵守することは、藤沢市が出資する公益財団法人の基盤となる重要事項と理解し、社会的信頼性と業務運営の公正性の確保を目的とした「コンプライアンス規程」と「コンプライアンス行動指針」を定めています。全ての職員が共通の認識と高い意識をもって行動します。



法令遵守の取組



本財団におけるコンプライアンス行動実践のための組織体制

①法令の遵守と社会常識に即した適正なる事務執行

▶ ア 法規範と社会規範の遵守

- ・事務の執行にあたっては、指定管理者管理運営の基準に示された法令及び藤沢市の例規を遵守し、その内容を十分理解したうえで、適切に対応します。
- ・職場において、法令などの違反行為や違反の可能性がある行為を認識したときは、隠ぺいなどを含め見過ごすことのないよう「公益通報者保護規程」に基づいて適切に対応します。

▶ イ 厳正な公金管理

施設使用料や事業参加費などの現金（公金）の取り扱いに関しては「現金等収納及び取扱いマニュアル」に基づき、2人以上による確認作業を徹底し、金庫内の現金と現金在高表と照合のうえ、適正に管理します。

▶ ウ 適正な業務執行

コンプライアンスについては、職員のみならず、再委託業者にもそれぞれの業務に求められる法令について仕様書に記載し、関係法令の遵守を徹底します。



②情報管理の徹底

▶ ア 個人情報の適正な管理

公益財団法人として、職員一人ひとりが高い意識を持ち「個人情報の保護に関する法律」及び本財団の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報管理責任者に青少年事業課長、個人情報管理補助者にシステム管理担当を配置し、適正に運用管理します。

情報管理

- ・ 個人情報を管理しているパソコンへのアクセスはパスワードで管理しており、アクセス権限のある職員が操作を行います。パスワードは定期的に変更して情報管理を徹底しています。

情報の収集及び利用

- ・ 業務を適切かつ円滑に遂行するため、個人情報を適正な手段により収集・利用します。収集する場合は、本人にあらかじめ知らせるとともに、目的達成に必要な最小限の情報を収集します。

第三者への提供

- ・ 法令に定められている場合や本財団理事会で情報提供することが適当であると承認された場合を除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

開示・訂正

- ・ 個人情報の開示・訂正などを求められた場合は、法令・本財団の規程に基づき、適切に対応します。

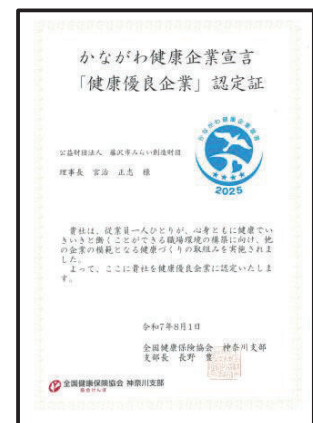
▶ イ 適正な情報セキュリティ対策

- ・ 重要な情報資源としての電子データは、本財団独自のデータサーバーに保存していますが、クラウドサーバー化など、より安全なデータ保存方法と情報管理の強化にも取り組みます。
- ・ 情報セキュリティ対策の重要性を職員一人ひとりが認識する研修を行い、適正に情報を取り扱い、管理する意識と行動を徹底します。
- ・ 「個人情報取扱事業者保険」に加入し、万が一、本財団が管理する個人情報が不正アクセスなどにより、漏洩した場合に生じる賠償責任や各種対応費用の負担に備えます。

③労働関係法令の遵守と「健康経営」の推進

▶ ア 労働関係法令を遵守した労働条件・環境の維持、向上

- ・ 「労働基準法」をはじめ、「労働安全衛生法」や「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」などの労働関係法令を遵守した就業規程と、その他関係規程を整備しています。今後も職員誰もが安心して働くことができる労働条件と労働環境の維持、向上に努めます。
- ・ 職員一人ひとりが、心身ともに健やかに働くことができる職場環境をめざし、全国健康保険協会神奈川支部より認定される「かながわ健康企業宣言」の「健康優良企業」認定において、本財団は現在4つ星を取得しています。
- ・ 指定管理期間において、最高位の5つ星認定証の取得に向けて、引き続き職員の健康づくりに取り組みます。



かながわ健康企業宣言認定証

▶ イ ハラスメント防止対策

- ・ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどをはじめとする各種ハラスメントは、職員の勤労意欲を低下させるとともに、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることから、本財団「コンプライアンス委員会」を中心とした意識啓発・防止対策の取組を進めます。
- ・ 継続した悪質なクレームは、職員に過度なストレスを与えると同時に、通常業務に支障を生じさせる懸念があるため、カスタマーハラスメント防止対策の取組を進めます。



▶ ウ 育児・介護休業法への対応

令和6年5月に改正された「育児・介護休業法」による、育児期の「柔軟な働き方を実現するための措置」の導入が義務付けられることにともない、本財団でも各種措置を導入し、仕事との両立を支援できる職場環境を整えます。

④信頼される市民対応

▶ ア 誠実かつ公平・公正な市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団だけではなく藤沢市全体への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を行うとともに、市民からの意見や相談、苦情などについては、プライオリティを高め、常に市民の立場に立ち、親切丁寧な対応を心がけます。

▶ イ 反社会的勢力との関係断絶及び不当要求行為などへの対応

- ・反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ・本財団への要望や苦情が、暴力や脅迫を伴う不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合には「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然とした態度で対応します。
- ・新たな管理責任者が着任した際には「不当要求防止責任者講習」を受講します。



不当要求防止責任者選任事務所



(3)財務面の健全性・安定性

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有しています。

①過去3か年の財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 資産の部			
流動資産	481,722	604,594	597,773
固定資産	1,397,448	1,441,243	1,473,939
資産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712
2 負債の部			
流動負債	420,988	395,730	336,150
固定負債	602,121	626,026	685,339
負債合計	1,023,109	1,021,756	1,021,489
3 正味財産の部			
一般正味財産	448,618	581,521	614,348
指定正味財産	407,443	442,560	435,875
正味財産合計	856,061	1,024,081	1,050,223
負債及び正味財産合計	1,879,170	2,045,837	2,071,712

正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 収益	3,133,830	3,321,272	3,436,440
2 費用	3,189,991	3,148,362	3,405,123
3 法人税・住民税及び事業税	70	4,890	5,175
【当期正味財産増減額】	△ 56,231	168,020	26,142
【正味財産期首残高】	912,292	856,061	1,024,081
【正味財産期末残高】	856,061	1,024,081	1,050,223

②財務分析表(安全性分析)

財務分析表

財務指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動比率	114.4%	152.8%	177.8%
負債比率	119.5%	99.8%	97.3%
固定長期適合率	95.8%	87.3%	84.9%
自己資本比率	45.6%	50.1%	50.7%

■流動比率【(流動資産÷流動負債)×100%】

短期的な支払い能力を示す。この数字が高いほど財務の短期安全性が高く、一般的には**100%以上**が望ましい。

■負債比率【(負債÷正味財産)×100%】

正味財産に対する負債の割合を示す。この数字が低いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的には**100%未満**が望ましい。

■固定長期適合率【固定資産÷(正味財産+固定負債)×100%】

正味財産と固定負債の合計額に対する固定資産の割合を示す。この数字が低いほど財務の長期的安全性が高く、**100%未満**が望ましい。

■自己資本比率【(正味財産÷総資産)×100%】

総資産に占める正味財産の割合を示す。この数字が高いほど財務の中長期的安全性が高く、一般的に**30%以上**が望ましい。



③安定した財務基盤の確立

▶ ア コスト意識及び経営感覚の醸成

事業の企画及び実施にあたっては、間接費用を含めた費用と収益性を意識して取り組みます。

▶ イ 現場目線の事務改善(効率性の確保)

業務執行においては満足度の向上やニーズの反映とともに事業の有効性への意識が必要です。そのために、個々の職員が現場目線から問題意識を持ち、スクラップ＆ビルドなどの視点での改革や積極的な新たな自主財源獲得を進めます。

▶ ウ 収支の適正化

「適正な収入を得て適正な支出をする」ことを念頭に、必要経費に見合った収入であるか、収入規模に応じた事業規模であるか等を検証し、より実質的な収支均衡を保っていくよう努めます。

▶ エ 業務の効率化

生産性を向上させ、職員の負担軽減にもつながる業務の効率化を進めるため、柔軟な発想や意識改革による業務手法の改善の促進とともに、新たな技術等を効果的に活用していきます。

▶ オ 新たな公益法人会計基準の理解及びより効果的な財政運営への活用

認定法の改正により自由度が増している収支相償原則などの趣旨を理解し、より効果的な財務運営につながるよう活用していくとともに、引き続き赤字を抑える経営努力が不可欠であるということを組織目線として取り組んでいきます。



(4)管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から30年以上にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、青少年団体、青少年育成団体と行政との橋渡し役（パイプ役）を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設
平成17年度～平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
平成20年度～平成24年度	5年	藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 辻堂砂山児童館 辻堂児童館 石川児童館 鵜洋児童館
平成25年度～平成29年度	5年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 長後子どもの家 片瀬子どもの家 鵜南子どもの家 羽鳥子どもの家 八松子どもの家 中里子どもの家 本町子どもの家 藤沢子どもの家 秋葉台子どもの家 鵜沼子どもの家 高谷子どもの家 大越子どもの家 俣野子どもの家 大庭子どもの家 村岡子どもの家 六会子どもの家
平成30年度～令和4年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 辻堂砂山児童館 辻堂児童館 石川児童館 鵜洋児童館
令和5年度～令和7年度	3年	藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 長後子どもの家 片瀬子どもの家 鵜南子どもの家 羽鳥子どもの家 八松子どもの家 中里子どもの家 本町子どもの家 藤沢子どもの家 秋葉台子どもの家 鵜沼子どもの家 高谷子どもの家 大越子どもの家 俣野子どもの家 大庭子どもの家 村岡子どもの家 六会子どもの家
		藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森

※ 平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営。

※ 村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日までの期間、管理運営実績なし。

※ 平成31年4月1日から藤沢子どもの家がF プレイスへ移転。

※ 令和3年4月1日に大道子どもの家が新設され、同年4月より管理運営。



地域に愛され期待される施設、期待に応えるこどもの居場所をめざします。

- 何度も足を運んでもらえるよう施設の安全、安心な居心地の良さを追求します。
- 平等・公平性を重視し、透明性の高い施設運営をめざします。
- 利用者から意見を聴き、フィードバックしていくことで利用者の拡大と施設利用の促進を図ります。

(1)施設利用の促進

本財団は、地域子どもの家の指定管理者としてこれまで取り組んできた実績をもとに、地域との連携・協働をさらに深め、利便性の向上及び利用者の興味を引きつける新たな事業等を積極的に展開することで、さらなる施設利用の促進をめざします。

①地域と協働した施設運営、事業展開による地域理解と利用者の獲得

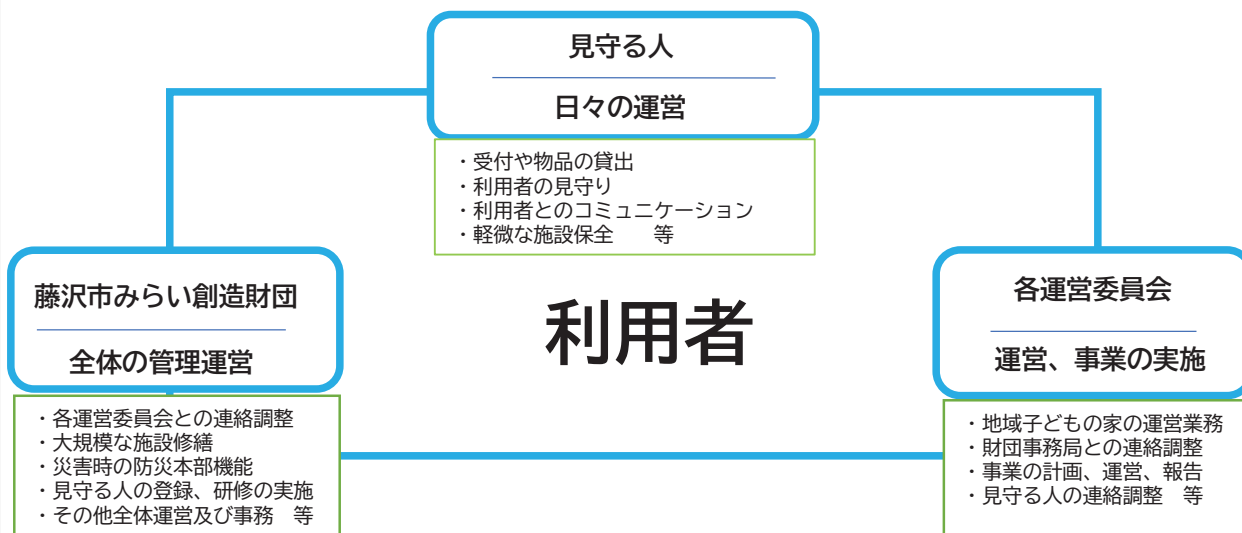
▶ ア 各地域子どもの家運営委員会との協働による地域に根差した施設運営

- ・本財団は「地域のこどもは地域で見守り育てる」の理念のもと、日常的な施設管理運営については地域団体等で構成された**各地域子どもの家運営委員会（以下「各運営委員会」という。）**に委託します。
- ・各運営委員会では地域の特色を生かした施設運営や事業等を行うとともに、直接利用者に関わる地域ボランティア「**見守る人**」を配置し、受付や利用者の遊びの見守りなど日々の運営を行います。
- ・本財団は、各運営委員会と協働しながら、全18施設の全体的な管理運営を担います。



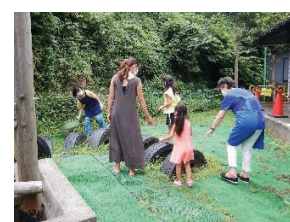
運営委員会の開催

地域子どもの家の施設管理運営業務の執行体制



▶ イ 地域ボランティア「見守る人」による日常業務及びホスピタリティある対応

- ・利用者に利用方法や注意事項を丁寧に説明するなど、利用者が「また利用したい」と思えるような**ホスピタリティある親切な対応**に努めます。
- ・利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、**心ゆるせる関係性の構築や雰囲気づくり**に努めることで、利用者の遊びをサポートします。
- ・利用者の受付や物品の貸出、掃除や片付け等の日常運営を行い、利用者が気持ちよく施設を利用できるよう**環境を整備**します。



ホスピタリティある対応



▶ ウ 地域の特色を生かした事業の展開

- ・18地域それぞれの地理的特性や人材を活用することで、地域の特色を生かした様々な事業を実施し、利用者の促進を図ります。
- ・事業については、**子どもの家まつり**や**伝承文化事業**、季節感あふれる**季節事業**等を実施することで、こどもの**体験への機会**を広げるとともに新たな利用者の獲得を図ります。
- ・利用者からアンケート等で意見を聴取し、事業内容にフィードバックしていくことで、**利用者の意見を反映**します。



季節事業の実施

②安全・安心な施設運営

▶ ア 安全・安心に自由な発想で遊べる居場所づくり

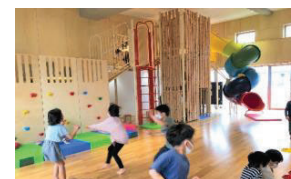
- ・地域子どもの家に設置してある木の温もりあふれる遊具等で安心して遊べるように、**施設及び遊具の点検整備**を定期的に行い、常に施設の機能が安全・安心に利用できるよう努めます。
- ・幼児から中学生までの幅広い利用者層が、自由な発想で遊ぶことができるよう、図書コーナーや貸出遊具等の充実を図ります。



木の温もりあふれる遊具

▶ イ 地域ボランティア「見守る人」による安全管理

- ・地域のことをよく知る地域ボランティア「見守る人」を配置し、利用者が安全・安心に施設を利用することができるよう、利用者を見守るとともに清掃や整理整頓など**環境整備**を行い、施設の安全性を保ちます。
- ・見守る人が**普通救命講習会**を定期的に受講することや、災害等を想定した**避難訓練**、**消防訓練**を定期的に行うほか、施設にヘルメット等防災用品を備えることで緊急時の安全確保に努めます。



見守る人による安全管理

▶ ウ 防犯、防災設備による安全管理

- ・消火器や誘導灯等の消防設備を設置し、法令に基づき委託業者に依頼し消防設備点検を実施し、消防署に届け出ます。
- ・利用者の安全を確保するため、事件発生時にボタン一つで警備会社に通報できる**緊急通報システム**を導入します。
- ・夜間や閉館時については警備会社へ**機械警備**を委託し、事件発生時の対応や通報・連絡体制を整備することで犯罪防止の強化を図ります。



緊急通報システム

③利用者の手に届く広報活動

▶ ア 広報媒体の活用

- ・より多くの市民にご利用いただけるよう、藤沢市の広報媒体「**広報ふじさわ**」・「公式facebook ページカラフルフジサワ」を活用し、情報発信を行っていきます。
- ・小・中学校への情報提供では、学校保護者連絡ツール「**すぐーる**」を活用し、教育現場と連携した効果的な案内を行っていきます。



▶ イ「地域子どもの家パンフレット」の発行と配架

- ・地域子どもの家の利用方法や注意事項、また全地域子どもの家の場所や連絡先、設置されている遊具等が掲載された「**地域子どもの家パンフレット**」を発行します。
- ・全地域子どもの家のほか、本財団が管理運営する施設等に配架します。
- ・学校保護者連絡ツール「**すぐーる**」を活用し、小・中学生保護者全員に配信します。

【主な配架施設】

本財団管理施設、藤沢市役所、市内各市民センター 等



地域子どもの家パンフレット

▶ ウ「子どもの家だより」の発行と配架

- ・地域子どもの家における楽しい事業や利用者の様子を広報することを目的に、「**子どもの家だより**」を年1回発行します。
- ・「子どもの家だより」は毎年輪番で紹介施設を決定し、紹介施設の各運営委員会より編集委員を選出し記事を作成することで、魅力ある地域子どもの家の様子を伝えるよう努めます。

【主な配架施設】

本財団管理施設 等



地域子どもの家だより

▶ エ 各運営委員会における事業周知チラシの作成

各運営委員会で企画した子どもの家まつりや伝承文化事業、季節事業等を広報するため、各運営委員会で**事業周知チラシ**等を作成し、実施する地域子どもの家や周辺の公共施設等に配架、掲示を依頼します。

【主な配架施設】

実施する地域子どもの家、周辺の市民センター 等



事業周知チラシ

▶ オ 季刊誌の発行

- ・本財団では、青少年・スポーツ・芸術文化の各分野の記事を盛り込んだ**季刊誌**を年4回発行しており、地域子どもの家の情報提供に努めます。
- ・これまで特定の分野を愛好していた市民が、異なる分野の記事に触れることで関心を持ち、各分野の新たな愛好者へつながることが期待されます。
- ・季刊誌は多くの方が目にすることができるよう、**Web上に掲載するとともに**、待ち時間などに手に取りやすい施設については、**印刷物として約16,000部（年4回×4,000部）**を配架しています。

【主な配架施設】

本財団管理施設、藤沢市役所、市内各市民センター、市内各図書館、市内小田急線各駅 など



財団季刊誌
「Fujisawa MIRAInet」



▶ カ ホームページコンテンツを活用した広報

- ・地域子どもの家の施設や遊具、利用方法等の情報を**本財団ホームページ**に掲載し広く周知することで、新規利用者の促進につなげていきます。
- ・スマートフォンからの利用を前提に設計し、検索窓やボタンの配置を最適化し、直感的に操作できるシンプルな画面デザインにします。パソコンやタブレットからも快適にご覧いただけます。
- ・財団ホームページでは災害時の状況や各種募集等にも活用します。



財団ホームページの活用

▶ キ 本財団のスケールメリット生かした広報活動

本財団が管理運営する他の青少年施設やスポーツ施設等のほか、本財団が実施する事業等において、地域子どもの家パンフレットや事業チラシを配架するなど**本財団が持つスケールメリット**を生かした広報活動に努めます。



チラシ等を配架

▶ ク マスコットキャラクター「みらぞう」を活用した案内及び施設づくり

本財団**公式マスコットキャラクター「みらぞう」**は、本財団発足記念フェスティバルを契機に誕生しました。「子どもの家だより」や施設内の案内掲示物等に「みらぞう」を活用することでこどもが親しみやすい環境づくりに努めます。



公式マスコット「みらぞう」

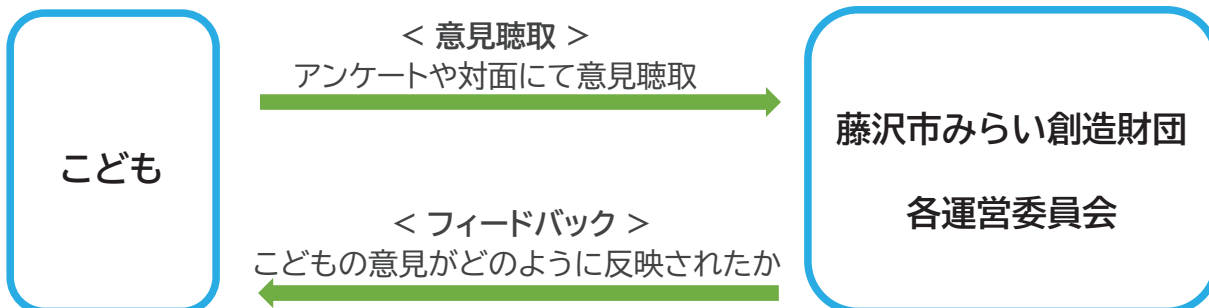


(2)サービスの向上

施設利用促進のため、これまで取り組んできた管理運営や事業等を継続するとともに、時代のニーズに即したサービスの実施や、「こどもまんなか社会」の取組としてこどもから意見を聴取し、施設運営や事業実施に反映することでさらなるサービスの向上に努めます。

①こどもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施

地域子どもの家の「こどもが集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用するこどもからアンケートや対話を通じて広く意見を聴取し、そうしたこどもの意見や声を各運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、フィードバックします。



②支援を必要とするこどもへの理解、対応、連携

- ・地域子どもの家には児童虐待や貧困、障がい者など支援を必要とするこどもの利用が一定数あると考えられるため、基本的な利用のルールを尊重しつつ利用者の状況に応じて臨機応変に対応します。
- ・見守る人及び運営委員へ研修等を通して、支援を必要とするこどもへの正しい知識と理解を普及することで、支援を必要とするこどもに気づく素養を養います。
- ・支援を必要とするこどもについては、本財団を通じて関係機関や支援団体につないでいくとともに連携強化に努めます。



こどもを見守る素養を養う

③年代の違う利用者の動線の錯綜による危険回避

- ・平日は午前中に幼児と保護者、午後は小学生、中学生と利用する年代層が比較的分離されますが、休日は午前中から幼児と保護者、小学生、中学生が混在し、接触し事故が発生する等の危険性が生じます。
- ・どの年代も気持ち良く施設が利用できるよう掲示や声かけにより利用者に理解を求めるとともに、必要に応じてアクティブな遊びを控えていただくなどを臨機応変に利用者へ求めることで対応します。



施設内利用掲示

④館内飲食の実施

- ・地域子どもの家では、熱中症対策として水筒の持ち込みを認めている以外は、基本的に館内での飲食は禁止となっていますが、利用者ニーズや孤食対策を目的に館内飲食を実施します。
- ・実施施設については、施設の構造や利用状況等を考慮しながら各運営委員会と協議のうえ決定し、施設の状況に応じて各運営委員会が作成したルールに則し実施します。
- ・実施期間については、小学校の給食終了期間や長期休業日に限り、時間や場所を限定し実施します。



館内飲食の様子



⑤家族利用の受け入れ

原則として幼児以外は、大人の付き添いは認めていませんが、以前から小学生の付き添いや**家族での利用ニーズ**があります。学区外の地域子どもの家を利用いただく場合は、家族での利用が多くあります。また、複合施設はその性質上、家族での利用傾向が高く、今後も需要は多くなると推測されるため、藤沢市や各運営委員会との調整を図り、現在のニーズにあった運営に努めます。

⑥複合施設における他施設との関係性の構築

- ・複合施設内に設置された地域子どもの家については、複合施設の他施設と本財団、各運営委員会、見守る人が積極的に関係性を構築し、**複合施設の強みを施設運営**に生かすよう努めます。
- ・複合施設内の連絡会議への出席や、施設一体となった事業へも積極的に参加するよう努めます。



複合施設の事業に参加

⑦「こどもまんなか応援サポーター」としての意識向上とアクションの展開

- ・本財団はこども家庭庁が示す「**こどもまんなか応援サポーター**」を宣言し、「**こどもまんなかアクション**」を意識した事業の展開に取り組んでいます。
- ・地域子どもの家に関わる職員、各運営委員会、見守る人が一体となって「こどもまんなか応援サポーター」としての自覚と意識向上に努めます。
- ・「こどもまんなか応援サポーター宣言」を施設に掲示し、利用者に理解と安心感を持っていただくよう努めます。



本財団・オリジナルマーク
「こども家庭庁」承認済み

⑧各運営委員会、見守る人研修のさらなる充実

- ・各運営委員会や実際に利用者と向き合う地域ボランティア「見守る人」を対象に緊急時の応急手当等の**各種研修を実施し、必要な知識を習得**することでサービス向上に努めます。
- ・研修内容については、その都度、必要な知識・技能を得られるように検討し、さらなる資質の向上のため研修内容の充実を図り、こどもを見守り育ていく姿勢と行動が伴った素養取得を図ります。



見守る人研修会の実施

⑨子どもの家運営委員会の担い手の確保

各施設に設置する**各運営委員会の担い手が不足**している現状を踏まえ、担い手不足が解消し、「地域のこどもは地域が見守り育てる」運営体制が持続可能となるよう、藤沢市、各運営委員会、各地域団体と協議し、その方策に取り組みます。



⑩財団ホームページの全面リニューアル

- ・スマートフォンからの利用を前提に設計し、**検索窓やボタンの配置を最適化し、直感的に操作できるシンプルな画面デザイン**にします。パソコンやタブレットからも快適にご覧いただけます。
- ・誰にでもやさしいユニバーサルメニューにより必要な情報を体系的に整理し、情報へのアクセスをわかりやすく改善します。バリアフリーの観点から**「みんなが使いやすい」ホームページ**をめざします。
- ・財団の特色ある取組や地域の情報を積極的に紹介し、魅力的に伝える情報発信を行います。
- ・広告バナーを設置し、地域企業や団体の広告を掲載することで、収益化を図り財源の確保に努めます。また、**地域の魅力発信や連携強化**にもつなげ、ホームページ運営の安定化と持続的な情報発信を可能にする施策として位置づけます。

⑪時代のニーズに即した施設設備等の取組

▶ ア 夏期熱中症対策に向けた取組

- ・18施設ある地域子どもの家のうち、複合施設である藤沢、大道以外は、子どもたちが主に遊ぶメインフロアにエアコンがなく、夏期日中は35℃に達することもあるため、**スポットクーラー**を設置する等対策に努めます。
- ・熱中症発生者を想定し、見守る人コーナーにある冷蔵庫に経口補水液やアイス等冷却備品を備えます。
- ・**「地域子どもの家熱中症対策ガイドライン」**を策定し、見守る人と共有するほか藤沢市と対応を協議し、利用者が安全、安心して施設利用できるよう対策します。



スポットクーラー等を設置

▶ イ 自動販売機の設置

- ・利用者や施設の近隣住民の利便性の向上を目的に、設置可能な地域子どもの家の道路に面した敷地内に飲料の**自動販売機**を設置します。
- ・自動販売機を設置することにより、販売手数料を確保し、施設運営費用に充当することでより良い施設運営に努めます。



自動販売機の設置



(3) 平等な利用の確保

公共施設の管理者として、市の施策を遵守し、特定の団体や個人に不公平が生じないよう公正な施設運営に努めます。さらに、誰もが安心して施設を利用し、事業に参加できるよう、利用者の立場に立って「安全・安心・快適」な環境を整え、管理者としての責務を果たしてまいります。

① 誰もが平等に利用できる施設運営

▶ ア 公共性・公平性保持に関する条例の理解

「地方自治法」をはじめ、「**藤沢市地域子どもの家条例**」、「**藤沢市地域子どもの家条例施行規則**」、その他関係法令を正しく理解し、適正な利用許可や平等な利用調整を行う実務研修（OJT）などを実施します。

▶ イ 人権尊重の取組

- ・全職員を対象とした人権問題に関する専門研修を実施します。
- ・「**障害者差別解消法**」、「**藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領**」において、障がい者が感じる障壁の排除など合理的な配慮が事業者の義務になっています。本財団においても、全職員、各運営委員会、見守る人に対してぬくもりある接遇を徹底し、全ての利用者を区別することがないサービスと情報提供を図ります。



専門研修(バリアフリー研修)

▶ ウ 公共サービス事業者としての職員研修

- ・指定管理者セミナーに参加するなど、サービスの公平性を保つ取組を積極的に行います。
- ・職員が適切な対応ができるよう、全職員を対象に**接遇研修**を定期的の実施します。
- ・藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、市の方針・計画などについて藤沢市職員と共通認識を持った対応に努めます。
- ・近年カスタマーハラスメントによる職員の心理的負担の軽減が求められていることから、本財団においても「カスタマーハラスメント対応研修」を新たに実施し、利用者からの不当なクレーム等については、組織として毅然とした対応に努めます。
- ・利用者が気持ちよく施設を利用いただけるよう、直接利用者と接する地域ボランティア見守る人や各運営委員会にも利用者対応に関する研修を実施し、市民から愛される施設をめざします。



接遇研修

▶ エ 反社会的組織への対応

施設の平等・公平な利用確保のために神奈川県暴力追放センターの賛助会員となり、「暴力団追放ステッカー」の掲示や対策研修を実施し、反社会的組織の介入を抑止します。

▶ オ LGBTQ+ (性的マイノリティ)への理解

- ・セクシュアリティの多様性を理解するため、正しい知識を入手し、職員で共有します。
- ・施設的环境整備として、多目的トイレの柔軟な活用など、今後も多様な方々が利用できる施設運営に努めます。



正しい知識を入手、共有



②誰もが平等に利用できる環境づくり

- ・利用者が楽しく、安全に利用していただけるよう、ハード面とソフト面での**バリアフリーの充実**をめざします。
- ・ハード面では多目的トイレの充実、ソフト面では筆談による対応など可能な限りの対応に努めます。
- ・また、日本語に不慣れな外国籍市民に対しては、優しい日本語の会話に努めるとともに、**外国語（英語・中文・韓国語・スペイン語等）の利用案内**などユニバーサルデザインに努めます。
- ・話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある利用者のコミュニケーション支援のツールとして「**コミュニケーション支援ボード**」を窓口に設置します。



コミュニケーション支援ボード

③見守る人による公平で平等な対応

- ・利用者が気持ち良く施設を利用いただけるよう、職員及び見守る人を対象に**接遇研修**を実施し、市民から愛される施設をめざします。
- ・藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、藤沢市職員と共通認識を持つとともに、施設利用者が常に安心して利用いただける**公平で平等な施設運営**を行います。



見守る人研修会の実施

④事業申込みの公平性

- ・イベント等事業の**申込受付について公平性**を確保いたします。
- ・「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がいのある方々に対する合理的配慮として、FAXによる申し込みも受け付けます。

⑤誰もが参加できる機会の提供

「**ユニバーサル社会の実現**に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、青少年はもとより、障がいの有無等、あらゆる人々の能力と個性を発揮する場として、事業参加の機会を設けます。



多様性の理解



(4)利用者意見等の把握

利用者のニーズを把握・分析し、適切な施設運営と事業展開を行い、常にサービスの向上と施設利用者満足度の向上に努めます。また、青少年関係団体の方々と組織する青少年育成委員会で、現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

①利用者アンケート等の実施

▶ア 利用者の声と満足度の収集

利用者から寄せられる大切なご意見やご要望は、施設運営の質を高める貴重な資源と捉えています。アンケートやヒヤリング、日々の会話など様々な手法を活用し、積極的に声の収集に努めます。また、収集した内容は、利用者の視点に立って丁寧に対応するとともに職員全体、各運営委員会で共有し、サービス改善や新たな取組に反映させます

施設利用者アンケート	■利用者（こども・保護者）を対象に年2回実施 ■モニタリング結果をホームページに掲示
意見提案箱	■気兼ねなく記載できるように受付窓口から見えない場所に意見提案箱を設置 ■10日以内に回答を作成し、その内容を施設内に掲示
ホームページ	■電話やFAXだけでなく、問合せ受付メールを整備

▶イ 青少年育成委員会からの意見の反映

市内青少年関係団体の方々と構成する「青少年育成委員会」を設置し、施設運営の現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 字識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課
------	---	---

R6年度 青少年育成委員会提案 「こどもまんなか社会を見据えた藤沢市みらい創造財団の取組について」

■ こどもの貧困対策

こどもたちが「自分の将来を見つめ、夢を抱ける」よう、実施する豊かな体験活動や、多様な人との関わりを活用し、経済的な事情に依らない様々な「選択肢」をこどもたちに示していきます。

・体験への参加の機会を広げる ・「届く」広報活動 ・「気になるこども」へのアプローチ

■ こどもの居場所づくり

学校や家庭とは異なる顔が出せる居心地の良い居場所となるように、こどもの目線に立った施設運営を進めていきます。

・安全で楽しいこどもの居場所づくり ・安心で心ゆるせる居場所づくり ・施設の有効活用

■ こどもの意見聴取

意見聴取をする際にはこどもから幅広く意見聴取できるよう努めていきます。

・意見を引き出す ・意見の反映とフィードバック ・「こどもがいる」メリットを生かす



▶ ウ 各運営委員会、見守る人からの意見の反映

地域関係者が参画した**各運営委員会**や、直接利用者と接する地域ボランティア「見守る人」から意見や提案を聞き、施設運営に反映することで**地域に密着した施設運営**を実施します。

地域子どもの家
運営委員会の
主な構成団体

自治会、町内会、学校、青少年育成協力会、青少年指導員、子ども会、PTA、民生委員・児童委員協議会、青少年団体、地域協力者 等

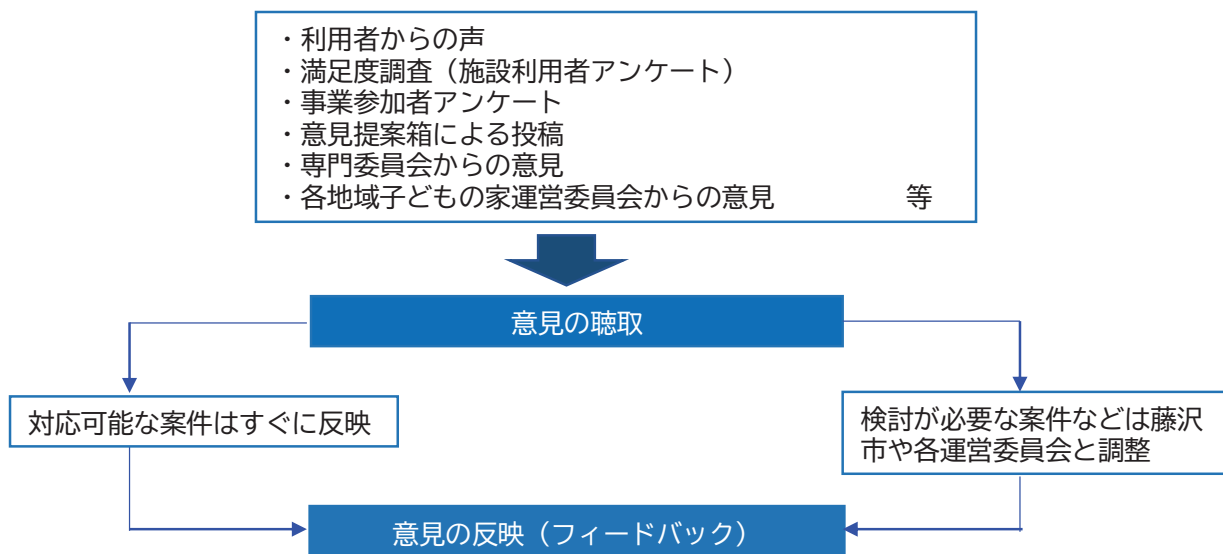
▶ エ 苦情等への対応

- ・ 苦情は貴重なご意見と捉え、施設運営の改善に生かします。
- ・ 利用者対応については、本財団の「コンプライアンス行動指針」に基づき、相手の立場に立って適切に、そして利用者を待たせず、迅速に対応します。
- ・ 初期対応した職員が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、職員への安全配慮にも努めます。
- ・ カスタマーハラスメント対応研修を実施し、利用者に対し、適切な対応を図ります。
- ・ 利用者以外のニーズ調査についても検討し、地域子どもの家に求められるニーズの調査を行い、施設運営に反映します。

②利用者意見等反映(フィードバック)方法等

利用者等からのご意見・ご要望については、その都度職員及び各運営委員会で協議し、反映可能なかぎり早急に**反映(フィードバック)**します。なお、検討が必要な案件については、藤沢市や各運営委員会と調整を図り、反映できるように努めます。

<意見聴取から反映(フィードバック)までの流れ>





(5)施設・設備の維持管理

利用者が安心かつ快適に施設を利用できるよう、職員・専門業者による施設点検、対策の検討、対策の実施、というサイクルを計画的に実施できる施設の維持管理体制を構築します。

また、大規模修繕を中心とした維持管理から、日常点検に重点を置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施すことで、施設の長寿命化を図り、「利用者の安全確保」と「経費縮減」を両立させます。

①施設・設備の長寿命化への取組

▶ ア 見守る人による環境整備、点検

- ・故障を未然に防ぐ予防保全の考え方を基本として**日常点検・定期点検**、効率的な修繕等を行い、施設の長寿命化を図り、常に正常な施設・設備を維持するように管理します。
- ・法令に準拠した点検を行い、点検記録及び修繕履歴の分析から将来を見据えた**中長期修繕計画**を作成・提案します。



見守る人による点検

▶ イ 専門業者による点検

- ・遊具点検や消防設備点検等、専門性が必要な設備等については**専門業者に点検業務を再委託**し定期的に実施します。
- ・専門業者には毎月点検報告書を提出してもらい、指摘箇所についてはできる限り早急に対処するように努めます。



業者による点検

▶ ウ 職員、各運営委員会、専門業者による対策の検討

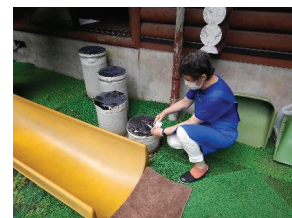
職員及び専門業者が行う点検により、危険箇所、不具合があった場合は、早急に利用者へ危険箇所を表示等にて注意喚起するとともに、職員、専門業者、運営委員会で「**施設利用者の安全**」を最優先基準に対策を検討します。

▶ エ 藤沢市との対策の検討

危険箇所・不具合の内容及び対策に要する経費によっては、施設設置者である藤沢市と協議し、施設が**長寿命化**できるよう中長期計画を作成し、対策を検討します。

▶ オ 職員、各運営委員会、見守る人による対策

- ・**軽微な施設・設備修繕、植栽管理**等、職員、各運営委員会、見守る人で対応可能な作業等については、安全を確保したうえで対策を講じます。
- ・修繕箇所等については実施後、藤沢市へ報告します。



見守る人による修繕

▶ カ 専門業者による対策

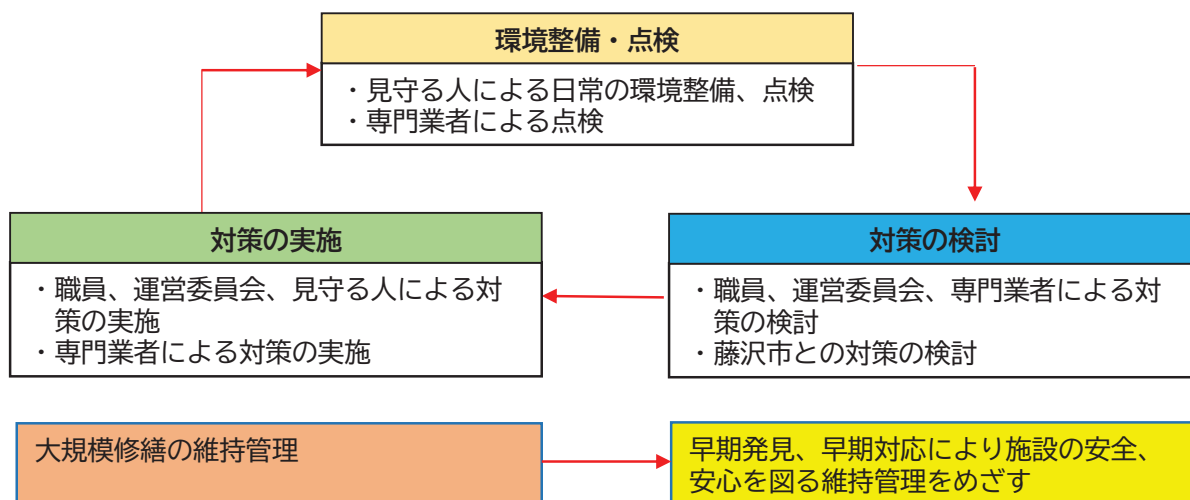
- ・職員等で対応が難しい危険箇所、設備の不具合の修繕及び植栽管理、害虫駆除等については、**専門業者に依頼**し実施します。
- ・修繕箇所等については実施後、藤沢市へ報告します。



業者による修繕



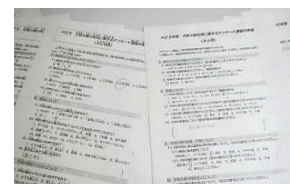
<施設設備の維持管理、長寿命化への取組>



②利用者等からの施設、設備への要望

▶ ア 利用者アンケートの実施及びフィードバック

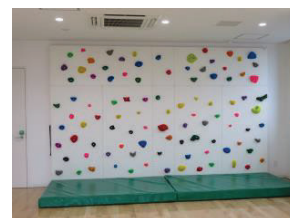
- ・利用者に**施設・設備に関するアンケート**を実施し、利用者のニーズを把握します。
- ・利用者から出された意見を検討し、必要な場合には適切な対策を講じることによって利用者に**フィードバック**します。



利用者アンケート

▶ イ 各運営委員会、見守る人からの意見、提案及びフィードバック

- ・地域団体や地域の方々に構成された**各運営委員会**から施設、設備に関する意見をいただき、地域のニーズを把握します。
- ・日常業務を行う見守る人からも設備等について意見を聴取します。
- ・各運営委員会、見守る人から出された意見については職員で検討し、対応が必要な場合には対策を講じ、各運営委員会、見守る人に**フィードバック**します。



日常点検の実施

③備品の管理

- ・**備品台帳**を作成し、データ化することで一括管理し、経過年数・修繕履歴等を把握します。
- ・施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの削減をめざします。
- ・必要に応じて備品の修繕等を実施するほか、現状や経過年数を考慮したうえで、備品の購入、廃棄を行います。
- ・備品の購入については、利用者アンケートより出された意見等を把握、反映することで**フィードバック**します。



備品の管理



安全・安心な施設運営への防犯・防災対策に取り組めます。

- 藤沢市の防犯ガイドラインと防災計画に準じた独自のマニュアルを策定しています。
- 警察や消防などと協働・連携した取組を継続して実施します。
- 緊急時を想定した訓練を継続的に実施し、万全を期した体制を維持します。

(1)防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と、火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を作成し、防犯・防災に対する体制を確立します。

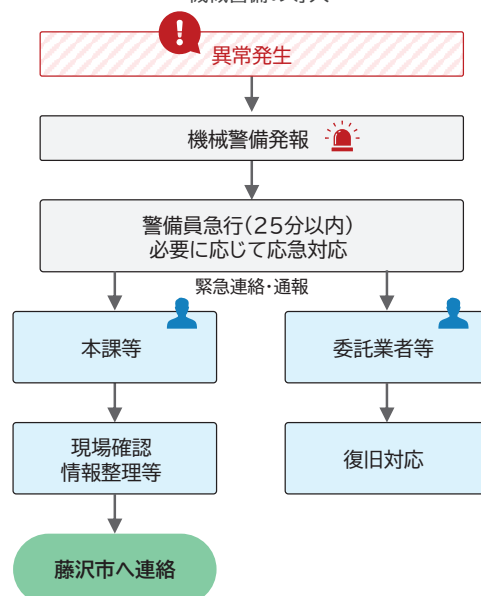
①防犯対策

▶ ア 藤沢市のガイドラインに基づく防犯への取組

- ・「藤沢市公共施設等に関する防犯上のガイドライン」、
「ふじさわ防犯ハンドブック」に準じ、「犯罪機会論」に
基づいた防犯体制の構築に取り組めます。
- ・「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた
「危機管理マニュアル」を職員、各運営委員会、見守る人
で共有し、事件発生時の対応や通報・連絡体制を整備する
ことで犯罪防止の強化を図ります。
- ・施設入口に近く、フロアを見渡せる見守る人には、日頃か
ら不審者や不審物に気を配るように指導し、少しでも違和
感などを感じた場合には、情報を共有し、早期に声かけや
110番通報ができる体制を整えます。
- ・施設内の見まわりを実施し、防犯に努めます。
- ・全施設が「こども110番」に登録されており、地域の安全
な場所としての役割を果たします。
- ・各運営委員会主導のもと、避難誘導訓練を実施します。
- ・地域子どもの家には職員が常在しないため、利用者と地域
ボランティアの安全を確保するため、事件発生時にボタン
一つで警備会社に通報できる緊急通報システムを取り入れ
ます。
- ・夜間や閉館時については警備会社へ機械警備を委託し、事
件発生時の対応や通報・連絡体制を整備することで犯罪防
止の強化を図ります。



機械警備の導入



夜間、閉館時の連絡体制

▶ イ 警察と連携した防犯への取組

不審者目撃の情報提供や施設へのいたずら被害などがあつた際には、職員の判断だけで処理せず、各運営委員会や見守る人と連携し、必要に応じて直ちに警察へ通報し、協力を要請します。



防犯対策の強化



②防災への取組と対策

▶ ア 消防・防災計画に基づく訓練や点検の実施

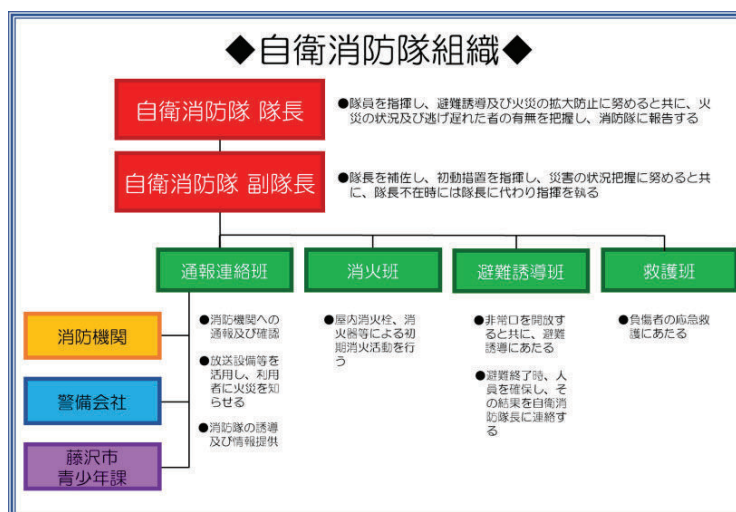
- ・「防犯マニュアル」と「防災マニュアル」を組み合わせた「**危機管理マニュアル**」を職員、各運営委員会、見守る人で共有し、火災発生時に即時対応できるように努めます。
- ・「危機管理マニュアル」に基づき、**消防避難誘導訓練**を実施します。
- ・消防の**普通救命講習会**を職員、運営委員、見守る人を対象に実施します。
- ・職員は**財団防災計画**に基づき、大規模災害を想定した**非常参集訓練**や情報伝達訓練を年1回実施します。



普通救命講習会の実施

▶ イ 自衛消防隊の組織

大規模施設については、消防法に基づき「**甲種防火管理者**」を配置し、消防計画を作成し、運営委員会、見守る人で自衛消防隊を組織します。



▶ ウ 防災設備の維持管理・点検

災害発生に、施設で迅速かつ適切に利用者の安全を確保できるよう、日頃から防災設備や消火器、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理を行います。また法令に基づき消防署による設備点検のほか、**専門業者による定期的な点検**を行い、点検結果を消防署へ届け出ます。



消防署による点検

▶ エ 各地域に即した地域ごとの「地域防災マニュアル」の作成、共有

- ・「危機管理マニュアル」にある「防災マニュアル」に則し、各施設における立地状況等の特性を考慮した各施設の「**地域防災マニュアル**」を地域のことを熟知している各運営委員会が作成し、職員、運営委員、見守る人で共有します。
- ・「地域防災マニュアル」の作成にあたっては、「防災マニュアル」に則し、館内に非常時の避難場所等を利用者向けに分かりやすく掲示します。
- ・近年の異常気象に対応できるよう、必要に応じて改訂を行います。



地域防災マニュアル



(2) 緊急時の対応

危機管理マニュアル等に則し、事故や災害を想定した訓練を行い、緊急時に即時行動ができる体制を各運営委員会、見守る人と連携し確立します。

① 緊急時対応の基本方針

▶ ア 利用者の安全を最優先

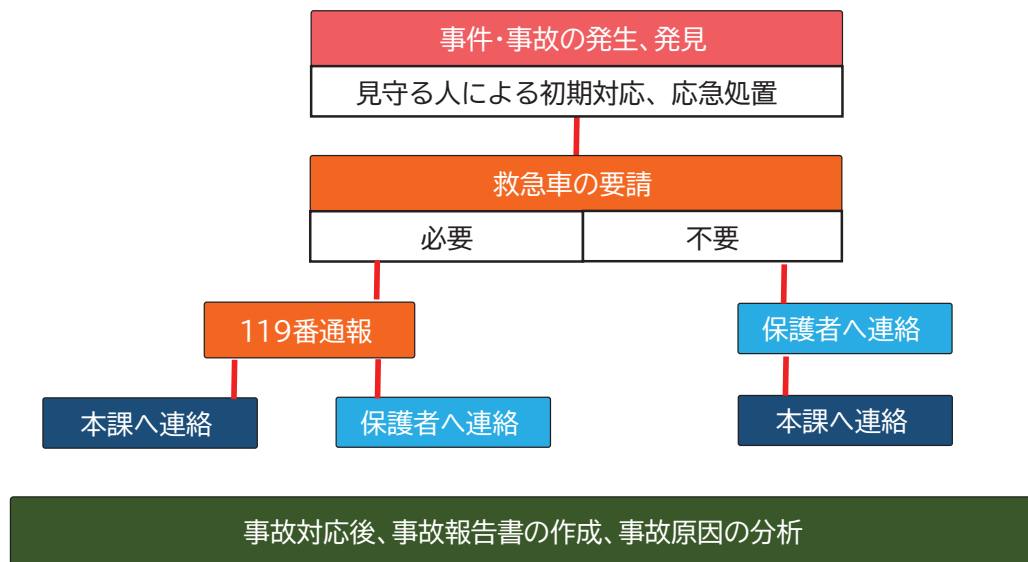
緊急事態発生時には、二次事故の防止に努め、**人命救助を最優先**し、迅速で適切な予防、応急手当を行います。

▶ イ 各施設との連携、情報の共有

災害が発生した場合には、各施設の状況を藤沢市に報告するとともに、情報の収集にあたり、**各施設と連携**を図り対策を講じます。

② 事故や急病などの緊急時の対応

- ・ 事故による負傷者や急病人が発生した際には、見守る人は直ちに必要な応急手当を実施し、救急車の要請や避難誘導にあたるなど、「**危機管理マニュアル**」に基づき迅速な初期対応を行います。また、速やかに職員へ事故報告するとともに、事故原因を分析し、事故の再発防止に努めます。
- ・ 応急手当については、AEDや救護セットを適切に使用し、最善な対応に努めます。
- ・ 緊急事態発生時には、二次事故の防止を意識し、応急手当などに努めます。



事故発生時の基本的なフロー

③ 補償体制

- ・ 業務遂行又は管理上の不備などに起因する傷害事故や財物損壊が発生し、法律上の損害賠償責任が生じた場合に備え「**指定管理者賠償責任保険**」に加入します。
- ・ 地域ボランティアである運営委員、見守る人を対象とした傷害保険と損害賠償責任保険を合わせた「**ボランティア保険**」に加入し、事故等発生時に備えます。



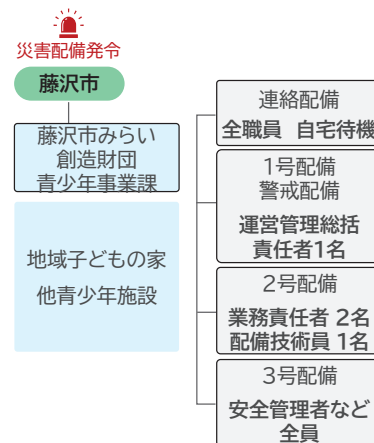
施設の安全を見守る



④災害発生時の対応

▶ア 財団としての対応

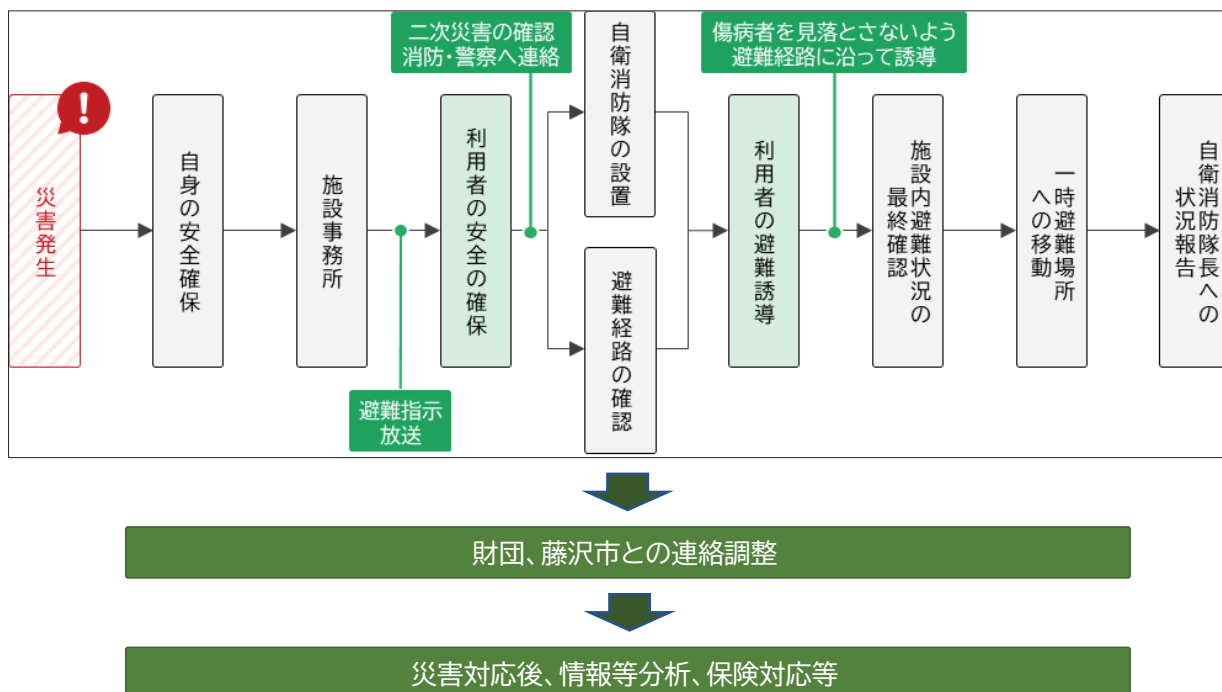
- ・施設開館中に災害が発生した場合は、「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用者の安全を確保します。
- ・各施設の状況を藤沢市へ報告するとともに、本財団でも情報収集にあたり、各施設と連携を図り、対策を講じます。
- ・災害の状況により、本財団規程に則り、速やかに**災害対策本部を設置**します。
- ・気象警報発令時やその他の災害の発生が予想される場合は、**藤沢市防災配備体制に準じ、本財団も配備体制**を敷き、利用者・市民の安全や施設の維持管理に努めます。
- ・雷警報や注意報発令時には、雷鳴や雷光を確認した時点で直ちに利用者に屋内施設への避難を促し、最後の雷鳴から最低20分経過するまでは利用を中断します。
- ・防災、危機管理について策定している「消防計画」「避難誘導」「災害等配備体制」などのマニュアルに基づき、利用者・市民、職員の安全確保に努めます。



災害時職員配備体制図

▶イ 施設としての対応

- ・地震、津波、風水害、火災等の災害発生時は、「危機管理マニュアル」や各施設で作成している「地域防災マニュアル」を基本に本財団と見守る人、各運営委員会が連携し緊急対応します。
- ・事故・事件発生時と同じく、緊急を要する対応となるため「利用者の安全確保」「人命優先」を基本とした見守る人、各運営委員会の状況把握、判断、行動を優先にします。



災害発生時フロー



⑤感染症予防対策等について

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、大腸菌0-157、ノロウイルス感染症、結核、マイコプラズマ、手足口病、百日咳等、地域子どもの家利用対象の年齢で発生する**感染症**は各種あります。
- ・感染症が流行した場合には、情報収集に努めるとともに、藤沢市、本財団、各運営委員会、見守る人と協議し、**感染拡大予防対策**を講じ、利用者や職員、各運営委員会、見守る人の安全を確保するよう努めます。
- ・常日頃から利用者に手洗い、うがい等を呼びかけ感染症予防に努めます。

⑥その他の危機対応

- ・熱中症、光化学スモッグ、微小粒子物質（PM2.5）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等については「危機管理マニュアル」に則って対応します。
- ・熱中症対策としては、「**地域子どもの家熱中症対策ガイドライン**」を策定し各運営委員会、見守る人と共有するほか、藤沢市と対応を協議し利用者が安全、安心して施設が利用できるよう対策します。



熱中症対策ガイドライン



適正な人員配置と確度の高い予算で安全かつ効果的な運営をめざします。

- 多角的な業務に対応できる職員の育成を図り、適正な人員配置によって施設運営を行っています。
- 地域運営を主旨とし各運営委員会へ管理運営を委託するとともに、地域の見守る人を配置します。
- 過去の実績に基づいた効率的な運営で、経費の縮減とサービス向上の両立をめざします。

(1) 人員体制

① 職員配置

市内18施設ある各運営委員会との連絡調整、「見守る人」の資質向上を目的とした研修会の実施、施設保全等、全体に関わる部分を本財団職員が担います。また研修を通じ資質向上に努めます。

施設名	正規職員	非常勤職員	計
地域子どもの家（18施設）	1	1	2

役職	主な担当業務	人数	雇用形態	1週間の勤務時間
管理運営担当者	・ 施設全体の管理業務統括 ・ 運営委員会との連絡調整統括 ・ 藤沢市との連絡調整統括	1人	正規	38.75h
事務員	・ 見守る人(約220人)への毎月の謝礼振込 ・ 源泉徴収事務 ・ 光熱水料費(18施設)の執行事務	1人	非常勤	38.75h

② 各運営委員会の構成及び管理運営の委託

- ・ 各地域子どもの家の運営・事業については、「地域のこどもは地域で見守り育てる」の趣旨のもと、**各地域の青少年団体、自治会・町内会、PTA、青少年指導員、地域協力者等で構成された各運営委員会**に管理運営業務を委託します。
- ・ 各運営委員会の担い手の確保については、藤沢市、各運営委員会と協議しその方策に取り組みます。

各運営委員会 運営委員 人数 ※2025年9月現在

施設	湘南台	片瀬	羽鳥	中里	藤沢	鵠沼	大越	大庭	六会
人数	11	19	20	20	13	18	12	23	9
施設	長後	鵠南	八松	本町	秋葉台	高谷	俣野	村岡	大道
人数	8	18	15	14	22	8	15	14	13

③ 見守る人の配置

各施設にはこどもたちの自由な遊びを支える**有償ボランティア「見守る人」**を地域の方へ委嘱、配置します。見守る人の募集、登録、謝礼の支払いは本財団が行います。

見守る人 委嘱数 ※2025年9月現在

施設	湘南台	片瀬	羽鳥	中里	藤沢	鵠沼	大越	大庭	六会
人数	15	16	11	9	13	12	8	9	10
施設	長後	鵠南	八松	本町	秋葉台	高谷	俣野	村岡	大道
人数	12	17	10	12	13	20	13	9	19

- **見守る人の主な役割** ※基本的に常時2人体制。必要に応じて加配（限度あり）を行う。

- ・ 施設内の瑕疵、破損等の確認及び情報提供
- ・ 事故、緊急時等への対応
- ・ 利用者の受付
- ・ 運営委員会が管理運営業務への協力 など



④研修計画

- ・人材育成においては、**採用時から管理監督者まで経験年数や階層に応じた研修を体系化**し、基本研修・専門研修・マネジメント研修が効率的・効果的に受講できるように努めるとともに、業務に必要な専門的知識・技術を身につける機会を確保します。
- ・職員だけでなく実際に利用者に向き合う地域ボランティアの**見守る人や各運営委員会を対象に研修を実施**し、資質向上に努め、サービスの向上につなげます。

財団職員研修一覧表

研修名	実施回数	対 象	研修名	実施回数	対 象
財団新規採用職員研修	年1回	新採用職員	総括管理委員会全体研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員前期研修	年7回程度	新採用事務職員	コンプライアンス研修	年1回程度	全職員
藤沢市新採用職員後期研修	年5回程度	新採用事務職員	広報・CI活動推進委員会スキルアップ研修	年2回	広報担当者他
財団事業課間体験研修	各事業課年1回	新採用職員・採用5年目及び10年目職員	会計・財務研修	年1回程度	上級主査・主査職員、経理担当者
藤沢市一般職員一部研修	年7回程度	採用3年目事務職員	情報セキュリティ研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市一般職員二部研修	年7回程度	採用5～6年目事務職員	個人情報保護研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者一部研修	年4回程度	主査昇任職員	接遇研修	年1回程度	青少年事業課在籍職員
藤沢市監督者二部研修	年5回程度	上級主査昇任職員	緊急時対応教育	年1回	事務職員及び各館長
eラーニング研修(外部オンデマンド視聴研修)	一定期間を定めて対象者が受講	主査以上の昇任者及び新採用職員	普通救命講習Ⅰ	年4日程度	全職員(隔年1回程度)
階層別研修	各年1回	管理職、上級主査、上級主査以下の職員	各種スキルアップ支援研修	随時実施	全職員

見守る人・各運営委員会研修一覧

研修名	実施回数	対 象
見守る人新人研修会	年1回	新採用見守る人
普通救命講習会	年4日程度	職員・見守る人・運営委員(各年1回程度)
見守る人全体研修会	年1回程度	見守る人

(2)収支予算書

①経験・実績を基にした適正で高確度な予算算定と計画的な予算執行管理

- ・市民がいつでも安全に施設を利用でき、居心地の良い施設運営をめざすため、長年にわたる指定管理業務の経験と実績を基に、**適正で確度の高い収支予算**を算定しています。
- ・最低賃金改定による賃金上昇をはじめ、物価上昇やエネルギー価格高騰など、指定管理期間中の管理運営費の増加が見込まれますが、**過去の実績と今後の予測に基づいた無理と無駄のない予算**を算定し、可能な限りの経費節減を図ります。
- ・四半期及び半期など計画的に収支状況の把握に努め、予算が計画通りに執行されているかを確認します。また、安全性や緊急性、市民の利便性などを鑑みて、必要に応じて予算執行計画を変更し、安全で快適な利用しやすい施設運営を図ります。

②剰余金の還元による施設の改善・充実

公益財団法人の財務基準(収支相償)や藤沢市の出資法人として公共サービスの担い手の役割の下、収支の適正化と無駄のない予算執行に努めた運営をめざし、これにより捻出した**剰余金の一部は施設や設備の整備などに還元**し、施設の改善、充実を図ります。



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(5か年) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
指定管理料収入	119,451,000	120,315,000	124,782,000	125,346,000	125,890,000	615,784,000
物品販売事業収入	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	4,500,000
収 入 合 計	120,351,000	121,215,000	125,682,000	126,246,000	126,790,000	620,284,000

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
給料手当支出		5,769,000	5,902,000	6,037,000	6,168,000	6,292,000	30,168,000
福利厚生費支出		963,000	985,000	1,007,000	1,029,000	1,049,000	5,033,000
人 件 費 計		6,732,000	6,887,000	7,044,000	7,197,000	7,341,000	35,201,000
会議費支出		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
通信運搬費支出		826,000	826,000	826,000	826,000	826,000	4,130,000
消耗品費支出		499,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,499,000
修繕費支出		5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	25,000,000
印刷製本費支出		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	300,000
光熱水料費支出		5,074,000	5,227,000	5,383,000	5,545,000	5,711,000	26,940,000
賃借料支出		105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	525,000
保険料支出		54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	270,000
諸謝金支出		56,710,000	56,710,000	56,710,000	56,710,000	56,710,000	283,550,000
委託費支出		19,785,000	19,785,000	19,785,000	19,785,000	19,785,000	98,925,000
租税公課支出		5,737,000	5,997,000	6,022,000	6,044,000	6,065,000	29,865,000
物 件 費 計		93,865,000	94,279,000	94,460,000	94,644,000	94,831,000	472,079,000
施 設 運 営 経 費		100,597,000	101,166,000	101,504,000	101,841,000	102,172,000	507,280,000
本部経費	人件費	16,641,000	16,883,000	20,336,000	20,497,000	20,643,000	95,000,000
	物件費	3,113,000	3,166,000	3,842,000	3,908,000	3,975,000	18,004,000
支 出 総 合 計		120,351,000	121,215,000	125,682,000	126,246,000	126,790,000	620,284,000



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和8年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	119,451,000	
物品販売事業収入	900,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	120,351,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	5,769,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
福利厚生費支出	963,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	6,732,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	826,000	電話料、郵送代
消耗品費支出	499,000	施設維持管理用
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	60,000	子どもの家だより、パンフレット
光熱水料費支出	5,074,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	105,000	謝礼計算システム
保険料支出	54,000	施設賠償責任保険
諸謝金支出	56,710,000	見守り人謝礼
委託費支出	19,785,000	管理運営委託費（運営委員会）等
租税公課支出	5,737,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	93,865,000	
施 設 運 営 経 費	100,597,000	
本部経費	人件費	16,641,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当
	物件費	3,113,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 総 合 計	120,351,000	



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和9年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	120,315,000	
物品販売事業収入	900,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	121,215,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	5,902,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
福利厚生費支出	985,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	6,887,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	826,000	電話料、郵送代
消耗品費支出	500,000	施設維持管理用
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	60,000	子どもの家だより、パンフレット
光熱水料費支出	5,227,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	105,000	謝礼計算システム
保険料支出	54,000	施設賠償責任保険
諸謝金支出	56,710,000	見守り人謝礼
委託費支出	19,785,000	管理運営委託費（運営委員会）等
租税公課支出	5,997,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	94,279,000	
施 設 運 営 経 費	101,166,000	
本部経費	人件費	16,883,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当
	物件費	3,166,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 総 合 計	121,215,000	



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和10年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	124,782,000	
物品販売事業収入	900,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	125,682,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	6,037,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
福利厚生費支出	1,007,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	7,044,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	826,000	電話料、郵送代
消耗品費支出	500,000	施設維持管理用
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	60,000	子どもの家だより、パンフレット
光熱水料費支出	5,383,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	105,000	謝礼計算システム
保険料支出	54,000	施設賠償責任保険
諸謝金支出	56,710,000	見守り人謝礼
委託費支出	19,785,000	管理運営委託費（運営委員会）等
租税公課支出	6,022,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	94,460,000	
施 設 運 営 経 費	101,504,000	
本部経費	人件費	20,336,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当
	物件費	3,842,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 総 合 計	125,682,000	



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和11年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	125,346,000	
物品販売事業収入	900,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	126,246,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	6,168,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
福利厚生費支出	1,029,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	7,197,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	826,000	電話料、郵送代
消耗品費支出	500,000	施設維持管理用
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	60,000	子どもの家だより、パンフレット
光熱水料費支出	5,545,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	105,000	謝礼計算システム
保険料支出	54,000	施設賠償責任保険
諸謝金支出	56,710,000	見守り人謝礼
委託費支出	19,785,000	管理運営委託費（運営委員会）等
租税公課支出	6,044,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	94,644,000	
施 設 運 営 経 費	101,841,000	
本部経費	人件費	20,497,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当
	物件費	3,908,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 総 合 計	126,246,000	



■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

(令和12年度) 収支予算書

【 収 入 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	125,890,000	
物品販売事業収入	900,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	126,790,000	

【 支 出 】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	6,292,000	常勤職員・非常勤職員 給料・諸手当
福利厚生費支出	1,049,000	常勤職員・非常勤職員 法定福利費等
人 件 費 計	7,341,000	
会議費支出	15,000	
通信運搬費支出	826,000	電話料、郵送代
消耗品費支出	500,000	施設維持管理用
修繕費支出	5,000,000	施設修繕費
印刷製本費支出	60,000	子どもの家だより、パンフレット
光熱水料費支出	5,711,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	105,000	謝礼計算システム
保険料支出	54,000	施設賠償責任保険
諸謝金支出	56,710,000	見守り人謝礼
委託費支出	19,785,000	管理運営委託費（運営委員会）等
租税公課支出	6,065,000	納付消費税及び地方消費税、契約用収入印紙
物 件 費 計	94,831,000	
施 設 運 営 経 費	102,172,000	
本部経費	人件費	20,643,000 本課・総務課 常勤職員 給料・諸手当
	物件費	3,975,000 本課・総務課 業務管理費、公用車
支 出 総 合 計	126,790,000	



(3) 効率的な運営

① 業務の再委託による効率化

▶ ア 専門業者との業務分担による効率化

施設の機械警備や遊具点検、消防設備等点検等の専門的な業務については、専門業者等に再委託し、効率的な運営を図ります。また、市内業者を優先することで地域経済の活性化を促すとともに、地域を熟知していること、物理的な距離が近いことによる速やかな対応が期待されます。

地域子どもの家

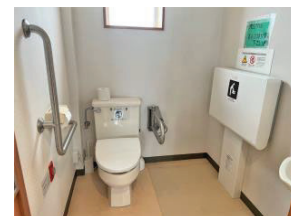
- | | |
|----------------|---------------|
| ■ 管理運営業務委託 | ■ 機械警備業務委託 |
| ■ 消防用設備等点検業務委託 | ■ 大型廃棄物回収業務委託 |
| ■ 草刈・害虫駆除業務 | ■ 施設・遊具点検業務委託 |
| ■ エアコン清掃業務委託 | ■ 印刷業務委託 等 |

再委託業務一覧

② エネルギー・施設管理の取組

▶ ア エネルギー削減等への取組

- ・ SDGsの目標7にある「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」の観点から、これまで指定管理者として取り組んできた節電・節水を継続して実施します。
- ・ 職員、各運営委員会、見守る人の創意工夫により、環境に配慮したECO活動に積極的に取り組みます。
- ・ これまでの**トイレ使用時のみの点灯**に加え、今後は施設照明の**LED化**を進め、エネルギー消費の削減に努めます。



トイレ使用時のみの点灯

▶ イ コスト削減・施設管理への取組

- ・ 日常点検により修繕箇所を**早期発見**し、速やかに対応することで修繕費の抑制を図ります。
- ・ 小規模の軽微な修繕については、業者に頼ることなく**職員、各運営委員会、見守る人**で**対応することにより経費の削減**を図ります。



見守る人による軽微な修繕

▶ ウ ライフサイクルコストの削減

設備や備品について、設置から使用期間を経て廃棄までの段階でかかる経費をトータルで考え、定期的なメンテナンスや初期段階での修繕を行い、設備・備品に関わる総経費を削減します。



▶ Ⅰ 人的資源の有効活用

- ・ 正規職員の配置は必要最小限とし、知識と経験豊富な人材を非常勤職員や臨時職員など多様な雇用形態で採用します。また、大型イベント等の実施時には本財団のスケールメリットを生かし、他課からの応援体制を敷くことで**効率的な人員配置**を行います。
- ・ 職員の資質の向上を図り、様々なスキルを身につけることで、事務だけでなく事業等の指導ができるようになるなど、**人的能力向上によるコスト効率化**を図ります。
- ・ 夕方以降に事業やボランティアとの会議等が開催される場合には、始業時間を変更する時差出勤を取り入れ、**柔軟な勤務体制**に努めます。

③指定管理料以外の収入源の確保

▶ ア 広告料収入

本財団で発行している、青少年・スポーツ・芸術文化の各分野の記事を盛り込んだ季刊誌「Fujisawa MIRAI.net」に企業広告を掲載しています。また、本財団ホームページにも企業の広告バナーを掲載し、地域の魅力発信や連携強化をするとともに、広告料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



広報誌「Fujisawa MIRAI.net」
企業広告の掲載



財団ホームページ
企業広告バナー

▶ イ 物品販売手数料収入

飲料の自動販売機の設置により、利用者サービスの向上を図るとともに、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。



自動販売機の設置



市の施策を理解し、藤沢らしさを大切にしまちづくりに貢献します。

- 幅広い分野で藤沢市の計画を理解した取組を実施しています。
- SDGs 17の目標へ向けた取組を施設運営に反映しています。
- DXを推進し、利便性の向上と業務の効率化を図ります。

(1)情報の管理体制

①情報の管理体制

- ・職員を対象にした情報セキュリティ研修を実施し、情報管理の意識と行動を徹底するとともに、情報のデジタル化やシステム管理を進め、物理的対策により情報漏洩や紛失などを防止し、適切な情報管理を図ります。
- ・業務上の文書については、「藤沢市公文書等の管理に関する条例」に基づき、適正に作成、管理し、文書保存にあたっては藤沢市で運用する「ファイリングシステム」に準拠し、適切に保存します。



徹底した個人情報の管理

②情報公開

情報公開については、「藤沢市情報公開条例」や本財団「情報公開規程」を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適切かつ必要最小限にとどめ、情報公開請求の諾否決定などについては、これらの規程に基づき、適正に取り扱います。

③個人情報保護

- ・個人情報管理者を配置し、適正かつ厳格に個人情報を取り扱い、紛失や改ざん、漏えいなどを防止します。
- ・業務上の文書やマイナンバーなどは適正に管理し、退職した職員に対しても守秘義務を課します。
- ・責任の所在を明確にし、組織としての体制を強化するため、全職員を対象とした研修（年1回程度）を実施します。
- ・事業運営システムを運用するにあたり、個人情報保護の内容などに対して藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ており、今後も安全なシステムの管理運営に努めます。
- ・万が一の漏えいの際には「個人情報取扱事業者保険」により対応し、賠償責任や各種対応費用に備えます。



個人情報に関する研修を実施

④情報セキュリティ対策

- ・パソコンのアクセスはログオンパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定します。また、パスワードについては、システム管理担当が適切に管理します。
- ・USBなどの記録媒体については使用制限をかけ、保存場所についても施錠管理を確実に行います。
- ・事業などにおいて収集した個人情報書類を持ち運ぶ際には、管理者へ報告するとともに、屋外などで使用する際には、施錠できるカバンなどに保管します。

⑤情報漏えい時の対応方法

- ・万一、情報漏えいが発生したと考えられる場合については、速やかに藤沢市へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- ・被害を最小限に抑え、再発を防止する措置をとるとともに、対象者に対し誠意ある対応をします。
- ・再発防止策を策定し、藤沢市へ報告のうえ全職員に徹底します。
- ・情報漏えいが発生した場合、責任をもって対応できるよう情報漏えい保険に加入します。



(2)SDGsの理解

①SDGsへの理解と取組

本財団は、2022年10月に藤沢市の施策である**ふじさわSDGs共創パートナー制度に登録**し、SDGsの推進と浸透を図り、「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐことに貢献しています。



・ふじさわSDGs共創パートナーの具体的な取組内容

笑顔あふれるみらいを応援します。

地域の方々に協力いただく中で、市内の自然の豊かさを体感できる事業など、様々な体験活動を通じてSDGsの啓発を図り、将来を担う青少年の健全育成を推進します。

全ての職員が安全安心に働くことのできる職場をつくります。

職員の健康づくりやメンタルヘルスについて、組織全体の労働安全衛生委員会において取組を推進します。各職場においては、毎朝**ラジオ体操**を継続して実施します。

資源の節約など、地球環境に配慮した取組を進めます。

本財団と同じく「ふじさわSDGs共創パートナー」である、**学生服リユース業者と連携**し、学生服等の回収を行うとともに、この事業の周知を図っていきます。そのほかにも継続して「SDGsの啓発」、「蛍光灯の段階的なLED化」、「ゴミの分別」、「両面コピー」、「裏紙の再利用」等に取り組めます。



毎朝のラジオ体操



学生服回収BOX

【青少年事業課の具体的な取組内容】



【目標1 貧困をなくそう】

居場所づくりやこども食堂を通じて、こども・若者や社会的弱者を支援し、誰も取り残さない「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいます



【目標3 すべての人に健康と福祉を】

こどもたちの体験活動や学びの場を広げ、心身の成長を支えながら健康と福祉に関する事業に取り組んでいます



【目標4 質の高い教育をみんなに】

こどもから指導者まで成長できる学びの機会を提供し、地域の未来を担う力を育んでいます



【目標5 ジェンダー平等を実現しよう】

ハラスメント対策の推進、DV予防啓発、セクシュアリティの多様性を理解するための研修を実施やすべての人にとって利用しやすい環境づくりを行います



【目標10 人や国の不平等をなくそう】

差別や偏見のない明るい社会の実現のために不平等や差別についての研修の実施や「ハイトスピーチ対策法」、「障害者差別解消法」等に関する啓発活動を実施します



【目標11 住み続けられるまちづくりを】

実行委員の方たちが企画・運営に携われる委員会を開催することで地域の活性化と青少年健全育成活動の場を提供します



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】

各施設の運営委員会、青少年団体・青少年育成団体、NPO、自治体等、多様なステークホルダーとのパートナーシップを築き、施設運営や事業の企画・実施します

【地域子どもの家における具体的な取組内容】

地域子どもの家においては、職員、各運営委員会、見守る人がSDGsの主旨を理解し、施設の管理運営、事業実施に取り組めます。



【目標1 貧困をなくそう】
参加費無料の事業を展開



【目標3 すべての人に健康と福祉を】
事業を通じこどもの心身の成長を支えます



【目標4 質の高い教育をみんなに】
事業を通じこどもが学ぶ機会を提供します



【目標5 ジェンダー平等を実現しよう】
多様性を理解する研修等の実施



【目標10 人や国の不平等をなくそう】
利用者が差別なく平等に施設を利用



【目標11 住み続けられるまちづくりを】
子育てしやすいまちづくりをめざします



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】
財団、地域等が協働した青少年健全育成への取組



②環境への配慮

- ・ 藤沢市が策定した、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、**100%再生可能エネルギー由来の電力**を使用する事業者と契約します。
- ・ 日ごとの状況に合わせたこまめな冷暖房設定の調整や段階的なLED化などにより**電力の削減**に努めます。
- ・ **4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進**及び**施設周辺の清掃活動**を行います。

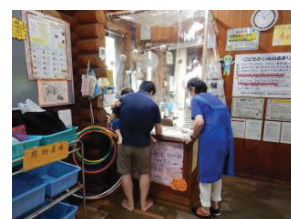


定期的な清掃

③障がい者への配慮

▶ ア 障害者差別解消法及び藤沢市の対応要領の理解

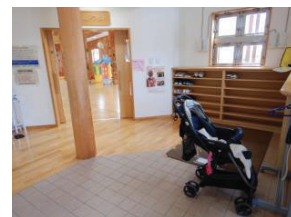
- ・ 「障害者差別解消法」等に基づき、かつ「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいがあることを理由にした「**不当な差別的取扱い**」を**禁止し**、**障がい者が感じる物理的・心理的な障壁について、合理的配慮**を行います。
- ・ 「藤沢市職員サポートブック」の内容を踏まえ、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、誰に対しても相手の立場に立った接遇を心がけます。そして、全職員、各運営委員、見守る人に「合理的配慮は義務」であることを徹底します。



多様な利用者に合わせた
笑顔の接遇

▶ イ 具体的な合理的配慮（社会的障壁の除去）

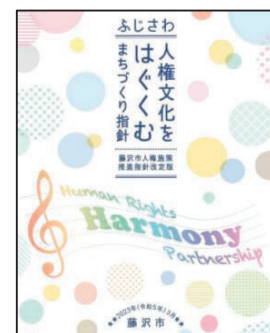
- ・ 聴覚障がいの方などが、窓口で受付や申込が必要な場合には**筆談や代筆**を行い、親切丁寧に手続きを補助します。また、連絡などのやり取りが必要な場合には、電子メールやFAXを用いて対応します。
- ・ 社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合には、**実施に伴う負担が過重とならない範囲で全て対応**いたします。負担が大きく、対応が困難な場合には、その理由を丁寧に分かりやすく説明します。
- ・ 障がい者だけでなく、多目的トイレの設置、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組などは、今後も持続発展的に努めていきます。



バリアフリーへの取組

④人権施策等の理解

- ・ 藤沢市の策定した「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」、「藤沢市多文化共生のまちづくり指針（改訂版）」、「藤沢市ジェンダー平等プラン」の趣旨を理解・推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる向上に努めます。
- ・ お互いの人権を尊重し、さまざまな生き方や考え方を認め合いながら人権文化をはぐくむ、共に生きるまち「インクルーシブ藤沢」の実現に寄与する施設運営に努めます。
- ・ 青少年が地域で様々な外国の人々と交流し相互に理解を深め、共に生きる体験を通して互いの人権を尊重する心を養うことのできる事業を実施します。
- ・ 施設内に外国語によるインフォメーションの案内などを整え、より利用しやすい施設づくりに努めます。



藤沢市人権施策推進指針改定版



(3)その他の市の施策の理解

①地元経済への貢献及び市内経済の活性化

本財団では、藤沢市内の経済活性化及び地元業者の振興・育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名や修繕・物品の購入などについては、藤沢市内本支店を展開する地元業者の育成を考慮するよう規定しています。

<市内業者との業務委託等の契約実績>

業務名	契約業者	本支店種別	住所
機械警備業務委託	セコム株式会社 湘南統括支社	市内支店	藤沢市鵜沼東1-2
消防用設備点検業務委託	藤沢総合設備株式会社	市内本店	藤沢市鵜沼神明1-1-17
大型廃棄物回収業務委託	株式会社東幸	市内支店	藤沢市鵜沼橋1-1-4
草刈り・害虫駆除業務委託	株式会社橋本造園土木	市内本店	藤沢市羽鳥4-9-2
	株式会社三共消毒 湘南営業所	市内支店	藤沢市藤沢1003-8 クリオ藤沢式番館
施設・遊具点検業務委託	株式会社平綿住建	市内本店	藤沢市葛原2283
	市川屋株式会社	市内本店	藤沢市石川4644
	おごせほーむ	市内本店	藤沢市石川6-22-12
エアコン清掃業務委託	株式会社サニクリーン東京 藤沢営業所	市内支店	藤沢市石川6丁目7-2
印刷業務委託	有限会社さんこうどう	市内本店	藤沢市本町1-3-33

<発注実績のある市内業者・市内営業所・市内支店>

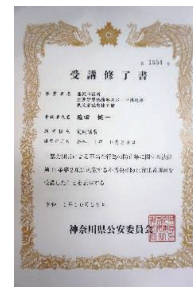
修繕発注業者	消耗品等発注業者
株式会社落合電業社	合資会社関水スポーツ
株式会社湘南宮繕協会	有限会社ユザワ文具
藤和サッシ株式会社	株式会社有隣堂
株式会社相和設備工業	株式会社藤沢ロックセンター
山羽メンテナンス有限会社	株式会社大塚商会
株式会社平綿住建	株式会社大島薬局
市川屋株式会社	ロイヤルホームセンター藤沢
おごせほーむ	ビックカメラ藤沢店
有限会社工匠	ヤマダデンキ LABI藤沢
株式会社大春工務店	有限会社池田商会 等



②暴力団排除への対応

▶ ア 暴力団排除への理解

- ・ 公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「**藤沢市暴力団排除条例**」を遵守し、利用者にとって安全・安心な施設運営に努めます。
- ・ 組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「**不当行為等対応マニュアル**」に基づき、適正に対応します。
- ・ 「暴力団排除に関する規程」や「不当行為等の対策に関する要綱」における基本理念に基づき、組織で厳格に対応します。



各施設に不当要求防止責任者を配置

本財団における暴力団排除への関連規程	
■	不当行為等対応マニュアル
■	暴力団排除に関する規程
■	不当行為等の対策に関する要綱

▶ イ 暴力団排除の推進

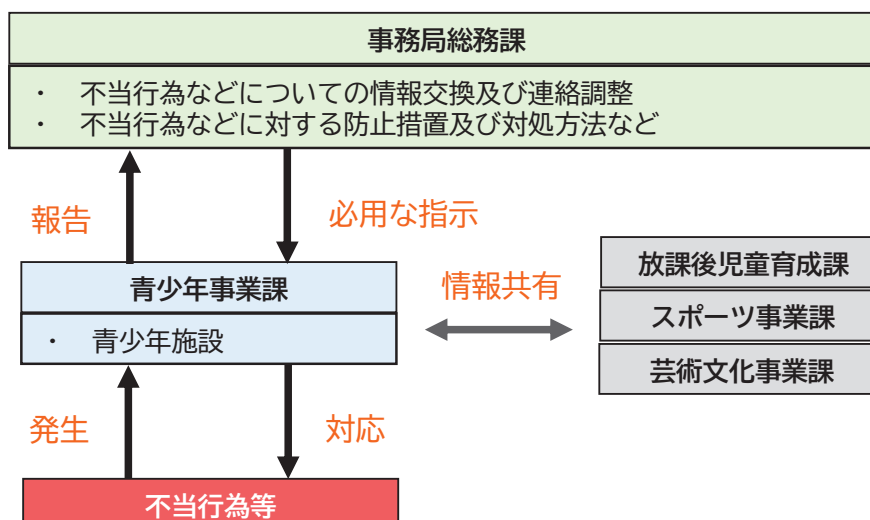
警察や藤沢市及び暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」の暴力団排除の推進に積極的に取り組めます。

▶ ウ 暴力団等による不当行為等の防止

- ・ 「不当行為等対応マニュアル」の基づき、適正な対応に努めます。
- ・ 神奈川県公安委員会の「不当要求防止責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、対応策などを各職場にフィードバックし、組織で厳格に対応します。
- ・ 「**不当要求防止責任者選任事業所**」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団等による不当な要求を防止します。



不当要求防止責任者選任事業所





これまでに築いてきた地域との絆をもとに、青少年健全育成を推進します。

- 「地域のこどもは地域で見守り育てる」との趣旨のもと、地域団体と協働し施設運営を行います。
- これまで長年培ってきた地域団体との信頼関係をさらに構築してまいります。
- 地域団体と連携し、地域の特色を生かした青少年健全育成事業を展開してまいります。

(1) 地域との協働・連携

長年培ってきた地域との緊密な協働・連携体制をさらに強固なものにし、「地域のこどもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、施設の管理運営を地域住民で構成される各運営委員会に委託しており、地域の特色を生かした施設運営、事業展開を実施してまいります。

① 地域によって構成された運営委員会による施設運営

地域の自治会や青少年団体・青少年育成団体、青少年関係団体の代表者によって各施設に**地域子ども家運営委員会**を組織し、地域と本財団が役割を分担しながら、管理運営及び事業を委託することで、地域で運営を行います。

運営委員会の
主な構成団体

自治会、町内会、学校、青少年育成協力会、青少年指導員、子ども会、PTA、民生委員・児童委員協議会、青少年団体、地域協力者 等

(公財) 藤沢市みらい創造財団の主な業務内容

- ・ 藤沢市及び各運営委員会との連絡調整
- ・ 運営委員長会議の開催
- ・ 見守る人の委嘱、謝礼の支払い
- ・ 見守る人研修の実施
- ・ 施設賠償責任保険、ボランティア保険の契約
- ・ 施設保全、修繕の実施
- ・ 全体的な消耗品の供給
- ・ 光熱水料費の支払い
- ・ 災害時の対策本部
- ・ 備品台帳の管理
- ・ 広報紙の発行
- ・ 定期施設巡回の実施
- ・ 契約事務
- ・ その他全体の運営及び事務機能



業務委託

地域子どもの家運営委員会の主な業務内容

- ・ 地域子どもの家の運営業務
- ・ (公財) 藤沢市みらい創造財団との連絡調整
- ・ 地域との連絡調整
- ・ 事業の計画、運営、実施、報告
- ・ 運営委員、見守る人の推薦
- ・ 見守る人による日常業務の管理
- ・ 遊具の点検
- ・ 清掃業務



地域子どもの家運営委員会



見守る人による日常業務



②地域ボランティア「見守る人」による利用者の見守り

- ・各運営委員会が地域の方から推薦した方を「見守る人」として本財団が委嘱し、日々の**日常業務**を行います。地域のことをよく知る「見守る人」が直接利用者対応を行うことで安心、安全な利用者の見守り体制を構築しています。
- ・「見守る人」の業務は利用者の安全を見守るほか、利用者の受付対応、物品の貸出、物品の片付け、軽微な清掃を主としています。
- ・受付対応で利用者を把握するほか、利用者の状況など日常的な出来事や事務連絡については、**日誌に記録**することで、運営委員、見守る人の間で共有します。
- ・見守る人は本財団が実施する普通救命講習会や新人研修会、見守る人全体研修会等を通じて資質向上をはかり、利用者の見守り業務に生かしています。

(公財) 藤沢市みらい創造財団



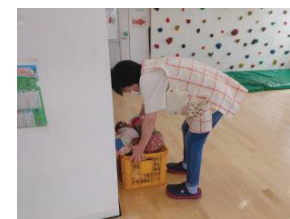
委嘱・謝礼の支払い

見守る人の主な日常業務

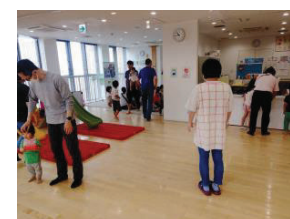
- ・利用者の受付業務
- ・日常記録
- ・施設の清掃、整理整頓
- ・施設の維持管理
- ・利用者の安全管理、環境整備
- ・財団事務局との連絡調整 等



受付の様子



整理整頓、環境整備



安全の見守り



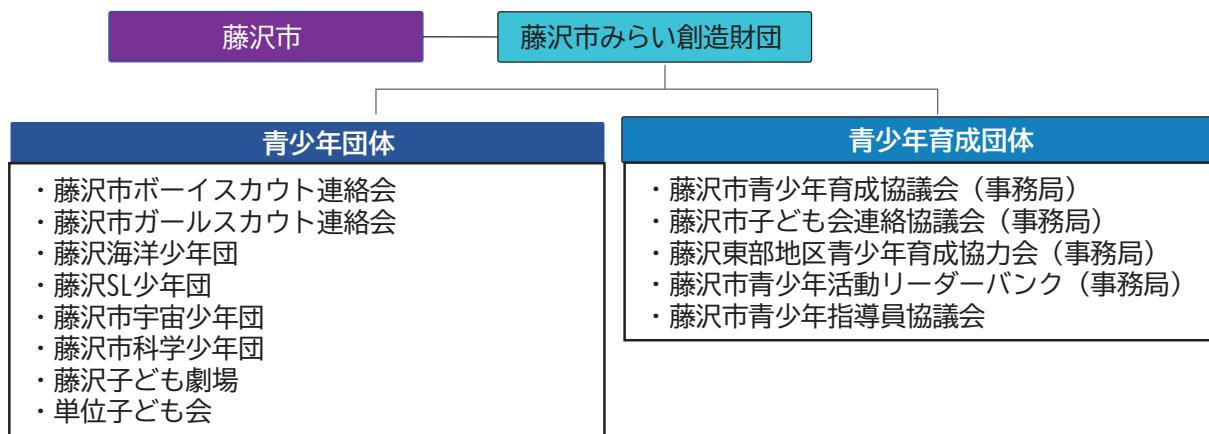
(2) 青少年団体との協働・連携

市内青少年健全育成を推進する中で、青少年団体・青少年育成団体との緊密な協働・連携体制、信頼関係の構築は不可欠です。また地域子どもの家では、施設の運営、事業を行っている運営委員会の委員の多くが、地域団体や青少年団体に所属しており、各団体間のつながりが確立されています。

① 本財団と青少年団体・青少年育成団体との関係性

▶ ア 青少年団体・青少年育成団体との信頼関係の構築

本財団では、藤沢市青少年育成協議会をはじめ、藤沢市子ども会連絡協議会など青少年育成団体の事務局を担うとともに、**青少年団体とは事業連携**や支援を通じて、また各団体と藤沢市をつなぐパイプ役として、信頼関係を構築しています。



< 青少年団体・青少年育成団体との関係性 >

▶ イ 青少年専門委員会へ専門委員の選出依頼

青少年健全育成に関連した青少年施設の運営や現状の課題、今後取り組むべきことを協議、提案していく**青少年専門委員会**は、青少年団体・青少年育成団体や青少年健全育成に携わる団体より構成されています。

青少年専門委員会 委員母体	藤沢市宇宙少年団 藤沢子ども劇場 藤沢市ガールスカウト連絡会 藤沢市青少年育成協議会 地域子どもの家運営委員長会議 児童館運営委員長会議 藤沢市社会教育委員会議 学識経験者	藤沢市科学少年団 藤沢SL少年団 藤沢海洋少年団 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 児童クラブ運営委員長会議 藤沢市立小学校長会 藤沢市子ども青少年部青少年課

▶ ウ 各運営委員会の構成団体としての関係性

各運営委員会を構成している地域の方々のほとんどは、地域団体や青少年関係団体及び近隣小学校の関係者であるため、運営委員会と地域の各団体とは密接な連携を図っています。

地域子どもの家 運営委員会の 主な構成団体	自治会、町内会、学校、青少年育成協力会、青少年指導員、子ども会、PTA、民生委員・児童委員協議会、青少年団体、地域協力者 等
-----------------------------	--



(3) 青少年育成事業の推進

本財団は現指定管理期間にて、「藤沢子ども・若者共育計画」、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」など、市の青少年健全育成の方針を十分に理解したうえで、施設の特性や地域との連携を生かした事業を展開します。

①遊び場・居場所の提供

- ・設置目的である「子どもの遊び場を提供し、その心身の健全な発達を図る」を達成するため、遊具等の点検整備、利用者ニーズに添った玩具の提供など、安全に遊ぶことができる**遊び場**を提供します。
- ・幼児から中学生までの幅広い利用者層が自由な発想で遊べる施設であるとともに、図書コーナーや貸出遊具等の充実も図り、さまざまな利用者のニーズに沿った**居場所づくり**に努めます。
- ・利用者が気持ちよく施設を利用できるよう、見守る人が親切、丁寧な利用者対応を心掛けるとともに、利用者と積極的にコミュニケーションを図るなど、**利用者が安全、安心に心温まる居場所**を提供します。



安全安心な遊び場、居場所

②各施設、地域の特徴を生かした事業展開

- ・18地域それぞれの地理的特性や人材を活用することで、**地域の特徴を存分に生かした様々な事業**を実施することで、青少年の健全育成を推進します。
- ・事業については、**子どもの家まつり**や昔遊び等の**伝承文化事業**、クリスマス等のこどもにとって身近な季節感あふれる**季節事業**等を実施することで体験への機会を広げるとともに新たな利用者の獲得を図ります。
- ・アンケート等で利用者から意見を聴取し、事業内容にフィードバックしていくことで、**利用者の意見を事業内容に反映**します。



子どもの家まつり



いも掘り

【主な利用者の意見を取り入れた事業】

ハロウィン祭り（湘南台）
秋の子どもまんなか月間（片瀬）
いも掘り（鵜沼）
水遊び（大庭） 等

③市の施策や事業との連動

- ・「**ふじさわ子ども読書プラン**」に則し図書コーナーの充実や、幼児と保護者を対象とした子育てボランティア「**♪あいあい♪**」や保育士による育児相談を行う「**きらきら☆ぼし**」に事業協力します。
- ・藤沢市こども家庭センターの取組（児童虐待相談やヤングケアラー等）を理解し、職員、運営委員、見守る人が連携し、相互に情報交換しながら、地域のこどもを見守ります。



図書コーナーの充実



④令和6年度地域子どもの家事業実績

施設	実施月	事業名	参加者
湘南台	5月	丸太小屋まつり	106人
	7月	七夕祭り	100人
	10月	ハロウィン祭り	1,000人
	11月	お楽しみ会	51人
	2月	工作あそび	40人
片瀬	5月	片瀬こどもらんどまつり	191人
	7月	たなばた週間	1,000人
	7月	グリーン大作戦	中止
	9月	お月見かざり	50人
	11月	秋の子どもまんなか月間	100人
	12月	クリスマスお楽しみ工作	49人
	12月	クリーン大作戦	24人
	3月	むかしあそび	100人
羽鳥	5月	はとりんぼ大会	202人
	7月	七夕の集い	93人
	9月	十五夜の集い	15人
	10月	おたのしみ会	143人
	11月	明治発!子育て応援メッセ	80人
	12月	クリスマス会	100人
	2月	節分の集い	98人
	3月	おしごと天国	156人
中里	5月	ギネス大会	105人
	7月	七夕まつり	90人
	7月	清掃デー	中止
	10月	ゲームランド	103人
	11月	ユースデイ	309人
	12月	クリスマス会	113人
	2月	豆まき	147人
	3月	おしごと天国	156人
藤沢	5月・11月	お話し会	51人
	6月	ゲーム大会	125人
	7月	七夕まつり	100人
	8月・3月	壁飾りを作ろう	50人
	10月	ハロウィン	50人
	10月	Fプレイスまつり	1,607人
	12月	クリスマス会	89人
	2月	ひなまつり	56人
鵜沼	7月	七夕まつり	130人
	9月	鵜っこまつり	218人
	11月	おいもほり	62人
	12月	お楽しみ会	59人



【湘南台】



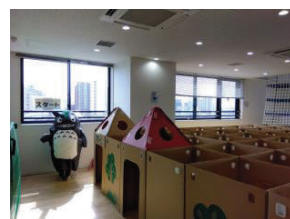
【片瀬】



【羽鳥】



【中里】



【藤沢】



【鵜沼】



施設	実施月	事業名	参加者
大越	4月・5月	こどもの日祭週間	—
	5月	チャレンジ大会	119人
	7月	たなばた	101人
	11月	大掃除大会	30人
	12月	おたのしみ会	101人
	2月	豆まき	72人
	2月・3月	ひな祭り週間	—
大庭	6月	子どもの家まつり	120人
	6月	七夕まつり	164人
	8月	水遊び	64人
	11月	ちびっ子クリーン作戦	23人
	12月	クリスマスリース作り	81人
	1月	豆まき	136人
六会	4月	子どもの家まつり	60人
	7月	七夕	50人
	7月	どろんこサマーフェスティバル	81人
	9月	お月見(飾り付け)	—
	12月	クリスマス会	77人
	1月	お正月飾り(飾り付け)	—
長後	6月	わんぱく城まつり	268人
	7月	七夕まつり	34人
	11月	腹話術	14人
	12月	クリスマス飾り作り	51人
	12月	大掃除大会	—
	通年	たんぼぼ広場	125人
鵜南	5月	開館記念行事	119人
	6月	七夕まつり	106人
	9月	手づくり教室	79人
	12月	クリスマス会	62人
	2月	節分	57人
八松	6月	七夕まつり	64人
	10月	ハロウィン	77人
	12月	クリスマス	48人
	3月	プラバン作ろう	50人
本町	5月	子どもの家まつり	134人
	7月	七夕まつり	50人
	10月	ハロウィンまつり	130人
	11月	冬のクラフト	—
	3月1	昔あそびを楽しもう	78人
	通年	つくってみよう	1,200人
	通年	風船でつくってあそぼ	360人



【大越】



【大庭】



【六会】



【長後】



【鵜南】



【八松】



【本町】



施設	実施月	事業名	参加者
秋葉台	6月	ちびパラまつり	260人
	10月	むかしあそび	140人
	10月	地区文化祭	—
	12月	クリスマス会	160人
	2月	ちびパラ30周年祭	175人
	3月	花まつり	65人
高谷	5月	こどもの日まつり	68人
	6月	七夕まつり	39人
	7月	ゆうゆうランドまつり	151人
	10月	ハロウィン	209人
	11月	冬まつり	27人
	12月	お正月	42人
俣野	5月	ギネス大会	95人
	7月	たなばた・作って遊び	81人
	7月	草むしり大会	44人
	夏休み期間	まちがい探し	50人
	10月	ハロウィン	50人
	11月	クリーン週間	49人
	12月～3月	窓にお絵描き	50人
	12月	お楽しみ会	中止
	2月	豆まき	中止
	3月	祝リニューアルイベント	46人
村岡	5月	のびランまつり	196人
	6月	母と子の音楽会	40人
	7月	七夕飾り	50人
	10月	ハロウィン	60人
	12月	クリスマス会と工作	92人
	2月	豆まき	50人
	3月	母と子の音楽会	27人
	夏・冬休み	卓球開放	132人
	春夏秋冬	伝承事業 ※飾り付け	—
	4月・5月	こどもの日	780人
大道	7月	七夕かざり	500人
	7月	七夕工作ワークショップ	80人
	7月	七夕ゲーム・紙芝居	55人
	10月	秋の工作	40人
	11月	わくわくランドまつり	154人
	12月	クリスマス	143人
	1月	書き初め	28人
	2月	節分	70人



【秋葉台】



【高谷】



【俣野】



【村岡】



【大道】



笑顔あふれるみらいへ向けて

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こどもまんなかアクション」に取り組みます。
- 各運営委員会との連携実績を生かし、地域の特色を生かした事業を展開します。
- インクルーシブスポーツ推進のため、継続した事業展開と施設整備を進めます。

(1) 管理運営の基準との適合性

① 募集要項及び管理運営基準に適した提案と計画

- ・ 本提案書、事業計画書に記載の内容は「**藤沢市地域子どもの家指定管理者募集要項**」及び「**藤沢市地域子どもの家管理運営の基準**」に適合した内容となります。
- ・ 提案した内容については計画的に実行し、市の求める運営基準を満たすとともに、本財団の特色や、各運営委員会が持つ地域の特色を生かし、さらなるサービスの向上に努めます。

(2) 特色ある提案

「本財団の専門性・スケールメリットを生かした特色」、「各運営委員会による地域の特色」を生かした施設運営、事業を展開してまいります。

① こどもまんなかサポーター宣言

- ・ こども家庭庁の示す「こどもまんなか」の取組に、本財団として「**こどもまんなか応援サポーター**」を宣言し、こどもの体力向上を図るとともに、こども一人ひとりが健やかで幸せに成長できる社会の実現をめざした事業展開に努めます。
- ・ こどもの意見を大切にし、こどもが主役となる「**こどもまんなかアクション**」を意識しつつ、**地域の特色を生かした事業**を各運営委員会と協働して企画し実施し、「**こどもまんなか社会**」の実現に取り組みます。

【主な事業】

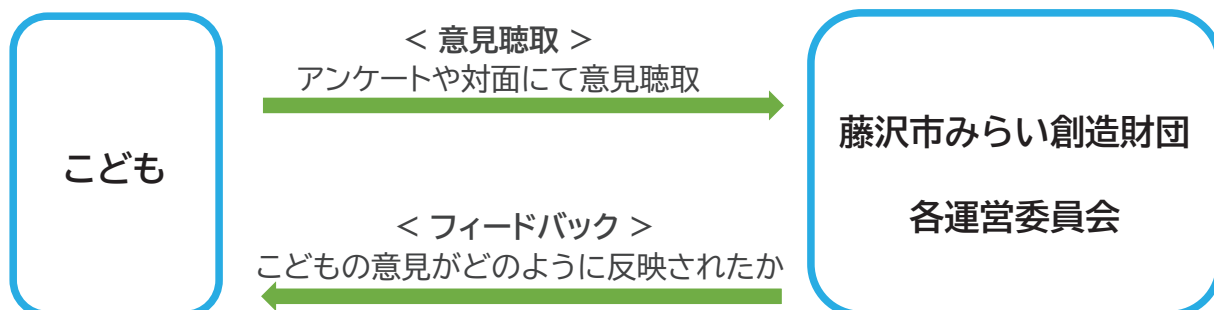
こどもからの意見聴取し反映した季節事業、
伝承文化事業、子どもの家まつり 等



本財団・オリジナルマーク
「こども家庭庁」承認済み

② こどもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施【再掲】

地域子どもの家の「こどもが集まる施設」というメリットを生かし、大人だけでなく、利用する**こどもからアンケートや対話を通じて広く意見を聴取**し、こどもの意見や声を各運営委員会と協議のうえ、施設運営や事業内容に反映し、「こどもまんなか社会」の実現に寄与します。





③本財団の特色とスケールを生かした施設運営及び事業展開

本財団は地域子どもの家のほか、藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館での指定管理者としての実績があります。また、長年にわたり、放課後児童クラブの運営実績を有しています。「青少年健全育成の専門家集団」としての藤沢市の青少年施設を一体的に管理してきたこれまでの実績という特色を存分に生かし、地域子どもの家のさらなる発展に努めます。

施設	内容
放課後児童クラブ	どろんこ児童クラブ(鵜沢小学校区)ほか54施設
藤沢市青少年会館	藤沢青少年会館・辻堂青少年会館
藤沢市立児童館	大鋸児童館・辻堂児童館・鵜沢児童館・辻堂砂山児童館・石川児童館
藤沢市少年の森	園内の宿泊研修施設についても管理・運営

(3)提案の実現性

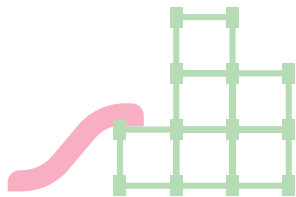
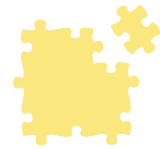
本財団は各運営委員会、見守る人、その他関係団体と協働・連携し、地域子どもの家において青少年健全育成事業を計画的に実施し、提案を実現します。

①提案内容の計画的に実現

本財団はこれまでの実績を生かし、施設管理、事業運営を図るとともに、本書「Ⅰ施設の効用の発揮」「(2)サービスの向上」に提案した時代のニーズに即したサービスについても、藤沢市、各運営委員会、見守る人、関係機関と協働連携し、**計画的**に実施します。

地域子どもの家「サービスの向上」(一部) 各年度計画

提案事項	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
子どもからの意見をフィードバックした施設運営、事業の実施	各運営委員会への説明 子どもからの意見聴取 聴取意見を次年度反映	子どもからの意見聴取 聴取意見を次年度反映 子どもへのフィードバック			子どもからの意見聴取 聴取意見を次年度引継 子どもへのフィードバック
支援を必要とすることへの理解、対応、連携	関係機関との調整 各運営委員会への説明 実施・改善		関係機関との調整 実施・中間検証	関係機関との調整 実施・改善	関係機関との調整 実施・最終検証
年代の違う利用者の動線の錯綜による危険回避	各運営委員会への説明 実施方法の改善 実施		実施方法の中間検証 実施	実施・改善	実施・最終検証
館内飲食の実施	各運営委員会への説明 実施施設の調整 実施・改善		各運営委員会への説明 実施施設の調整 実施・中間検証	各運営委員会への説明 実施施設の調整 実施・改善	各運営委員会への説明 実施施設の調整 実施・最終検証
家族利用の受け入れ	各運営委員会への説明 実施方法の改善 実施		実施方法の中間検証 実施	実施・改善	実施・最終検証
複合施設における他施設との関係性の構築	各運営委員会への説明 複合施設連絡会議出席 複合施設事業参加		各運営委員会と中間検証 複合施設連絡会議出席 複合施設事業参加	各運営委員会への説明 複合施設連絡会議出席 複合施設事業参加	各運営委員会と最終検証 複合施設連絡会議出席 複合施設事業参加
子どもの家運営委員会の担い手の確保	藤沢市との調整 各運営委員会への説明 担い手確保方法の検証	藤沢市との調整 各運営委員会への説明 担い手確保実施			各運営委員会への説明 藤沢市との調整 担い手確保実施、検証



公益財団法人
藤沢市みらい創造財団